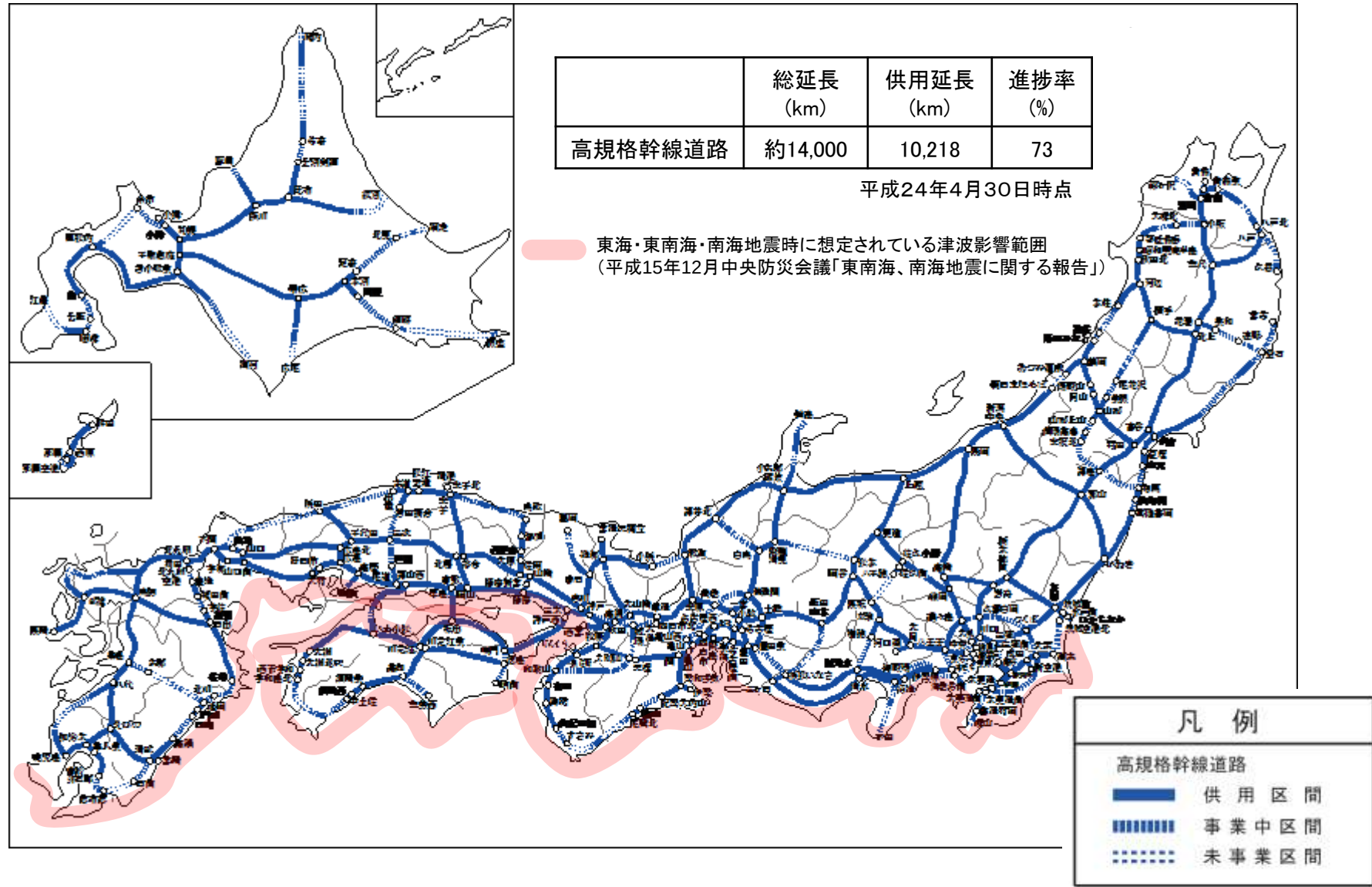


物流政策における主な取組

平成25年3月18日

(1) 高規格幹線道路網の整備

- 東海・東南海・南海地震等への備えや降雨・降雪時の代替ルートの確保、国際競争力の強化、産業の立地・振興等を図るため、必要に応じ、走行性の高い国道も活用しつつ、高規格幹線道路の未整備区間を早期に解消する。



(2) 大都市圏環状道路の整備

■ 首都直下地震等における避難、救援、物資輸送ルートの確保や、迅速かつ円滑な物流の実現、国際競争力の強化、交通渋滞の緩和等を図るため、諸外国の主要都市に比べて整備率が低い三大都市圏環状道路等の整備を推進する。



【諸外国の主要都市における環状道路の整備状況】

	計画延長	供用延長	整備率	備考
ソウル	168km	168km	100%	2007年12月完成
北京	433km	433km	100%	2009年 9月完成
パリ	313km	272km	87%	2011年 1月現在
東京	525km	251km	48%	2012年 4月現在

ソウル



北 京

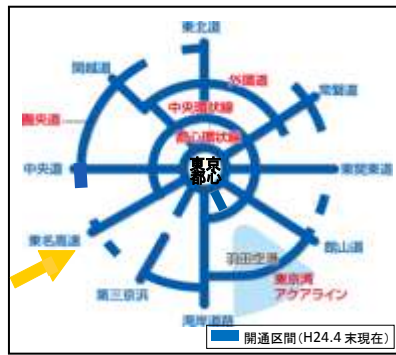


パ リ

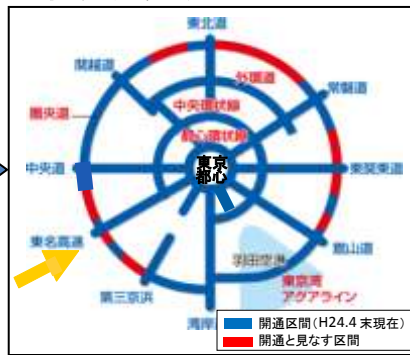


○ 東名高速から東京都心へ至るパターン(試算)

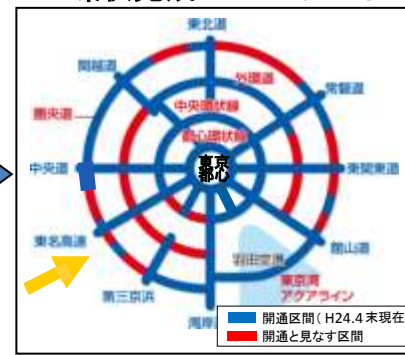
現状:5ルート



圏央道完成:191ルート



三環状完成:1470ルート



- ・対象路線:高速道路、有料道路
- ・起点:東名高速:厚木IC
- ・終点:都心環状線JCT(竹橋、三宅坂、谷町、浜崎橋、江戸橋、箱崎)
- ・同一路線、JCTを2回通過しない。放射道路は、上り方向のみ。下り方向は利用しない。
- ・中央環状線を利用した場合、4号新宿線(西新宿JCT)、5号池袋線(熊野町JCT)から都心方向へは通行できない。

(3) 交通の円滑化(円滑な都市・地域活動のための渋滞対策)

- 深刻な渋滞の低減を図ることは、我が国の国際競争力の強化等に必要不可欠。そのため、全国各地域で、関係者の意見を広く聴きながら渋滞ボトルネック箇所等の交通阻害箇所の抽出を行い、対策を推進。
- 例えば、首都圏では、平成24年6月以降、「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会」を開催。警察、トラック協会等の道路利用者団体、道路管理者等からなる「各都県移動性向上委員会」での検討を踏まえて議論。

【首都圏の取組における経緯と今後の流れ】

○6月・7月

2回にわたり協議会を開催。データの共有・分析を踏まえた渋滞箇所案を策定。
(警察、トラック協会等の利用者団体、道路管理者等の地域の関係者を巻き込んだ議論)

○11月

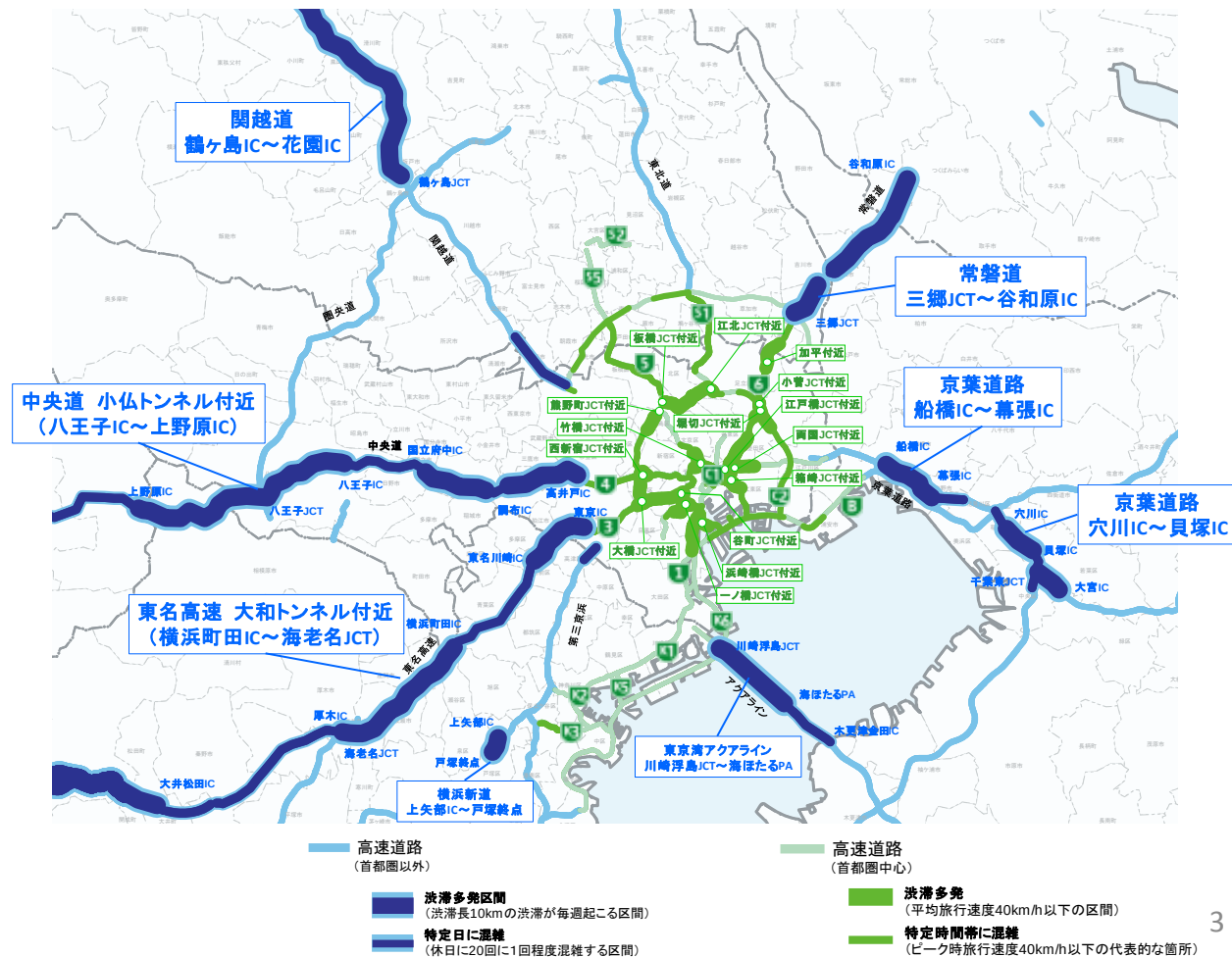
パブリックコメントを実施。(地域の声の反映)

主要渋滞箇所の特定

ソフト・ハードを含めた対策の検討

「渋滞の現状・対応の基本方針」を策定

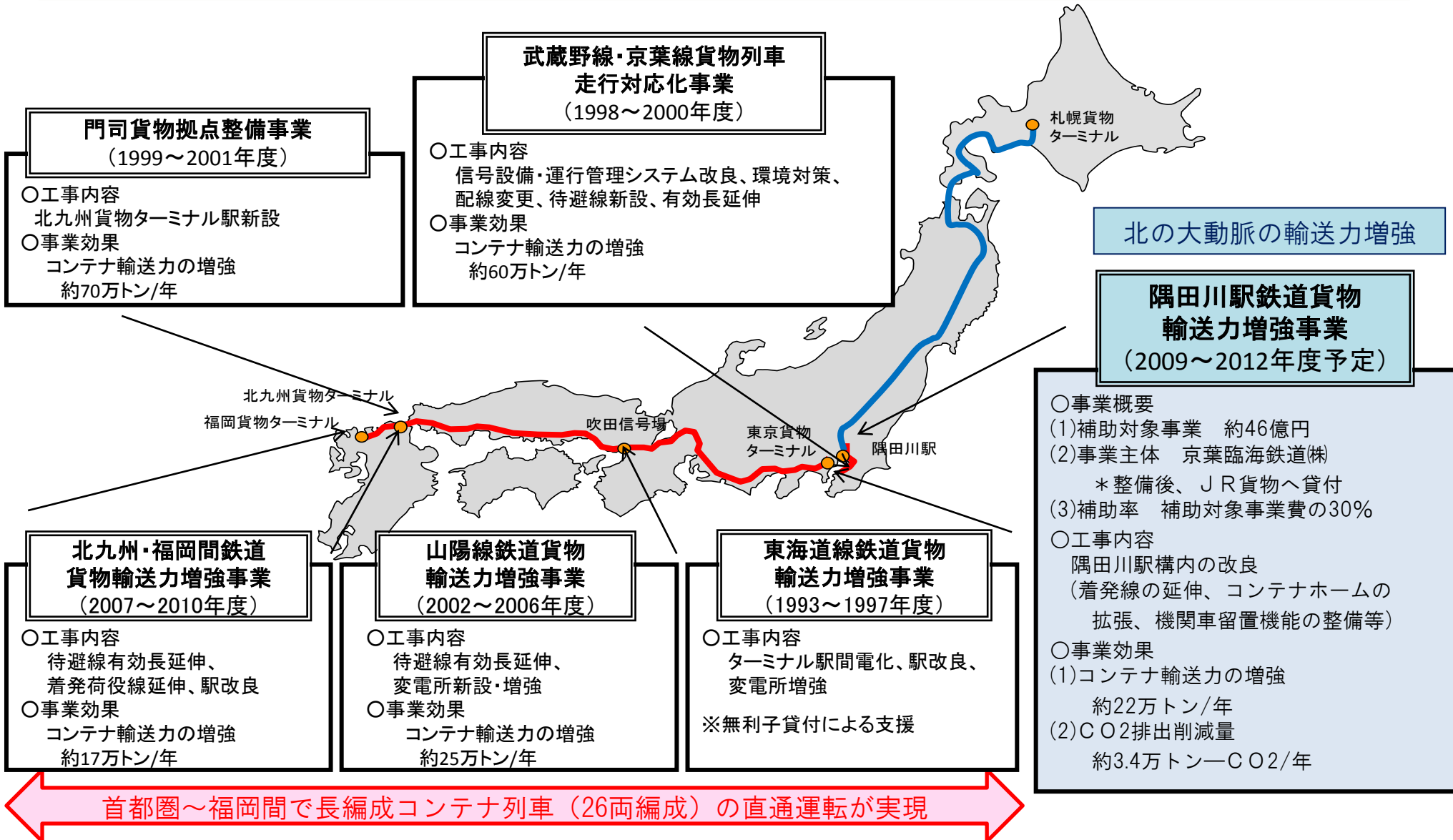
【首都圏における渋滞イメージ(高速道路)】



(4) 鉄道の輸送力増強

■ 貨物鉄道の輸送力増強や輸送の拠点となる貨物駅の整備などのインフラ整備に対し、整備費の一部を補助（補助率30%）。これにより、輸送需要の旺盛な区間について輸送力増強が可能となった。

■ また、JR貨物において、列車着発線で直接荷役を行うことにより入換作業が不要となりリードタイムの大幅な減少が可能となる、E&S方式貨物駅の整備を進めている。（1992年度末11駅→2011年度末27駅）



(5) 内航海運の代替建造促進に向けた施策の方向性

我が国経済活動を支える内航海運は、近年、輸送量の低迷や経営を巡る環境が厳しくなる中で、船舶の老朽化が進んでいること等から、今後も安定的な輸送量を供給し続けるには代替建造の促進や内航海運の構造改革等が喫緊の課題。

内航海運における代替建造に向けた施策の方向性

内航海運代替建造対策検討会において、内航海運業が目指すべき中長期的な方向性や代替建造を加速させるための具体的な方策として「内航海運における代替建造に向けた施策の方向性」を策定。(23年3月)

① 競争力の強化

課題1-1
オーナーの競争力強化に向けた取組

課題1-2
内航船のイノベーション推進に向けた取組

② 環境適応型産業への展開

課題2
選択される環境産業への脱皮

③ 新たな需要構造への対応

課題3
海外等新たな需要開拓について

④ 暫定措置事業のあり方

課題4
今後の暫定措置事業のあり方について



これらの施策により代替建造を促進し、内航海運暫定措置事業の早期解消を図る

内航海運分野における船舶管理業務に関するガイドラインの策定

内航海運の活性化のためには、頑張るオーナーを支援し、競争力を高めることが必要。

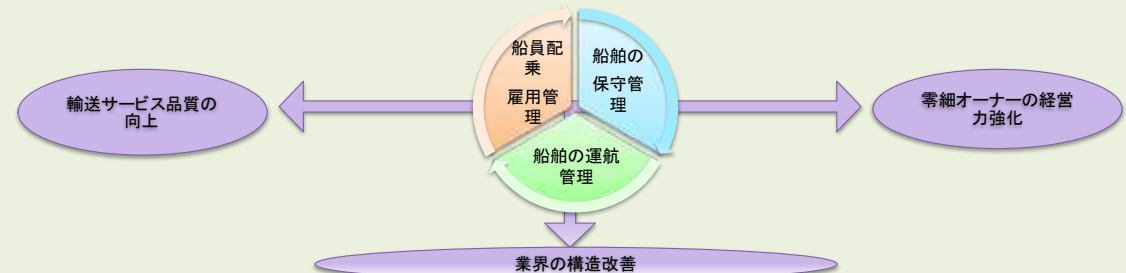
船舶管理会社の活用によるメリットを具体的に提示しつつ、グループ化、協業化を推進。

船舶管理者を養成するために、「**船舶管理に関するガイドライン**」を作成(平成24年7月に公表)。

今後、船舶管理に従事する者を評価する仕組み等を検討。

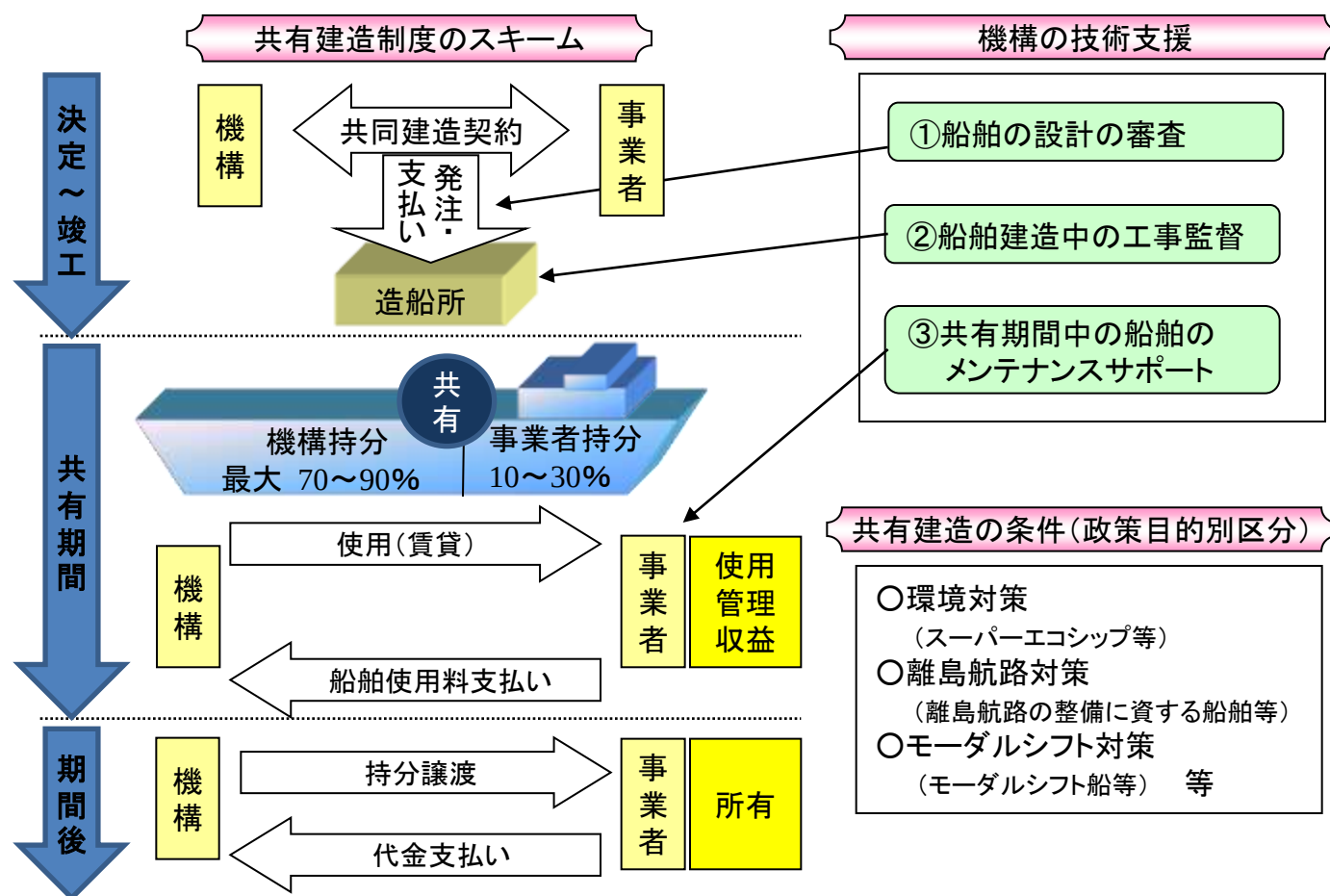
「**船舶管理ガイドライン**」においては、国際安全管理規則(ISMコード)に適合した安全管理システム及び海上運送法に基づく安全管理規程など安全マネジメント態勢を整え、陸上・船上の組織、それぞれの業務、責任、権限及び相互関係を明らかにすると同時に、業務・作業手順を指針。

<船舶管理会社の業務>



(6) 船舶共有建造制度の概要

1. (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」）と海運事業者が費用を分担して船舶を共有建造
2. 竣工後は、機構と事業者との共有とした上で事業者が使用・管理
3. 機構が負担した建造資金は、事業者が共有期間（旅客船7年～15年、貨物船10年～15年）を通じて、毎月、船舶使用料として支払い
4. 共有期間満了時に、機構持分の残存簿価（機構分担額の10%）を事業者が機構から買い取ることに
より、当該船舶の所有権が事業者に完全に移転



(7)「国際コンテナ戦略港湾」政策の概要

政策目的

国際コンテナ戦略港湾政策の政策目的：国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大すること

- 国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大することにより、企業の立地環境を向上させ、我が国経済の国際競争力を強化 ⇒ 雇用と所得の維持・創出

※国際基幹航路の我が国への直接寄港が少なくなると、本来最も安価で短時間の直接寄港ルートが減るというサービス水準の低下に加え、我が国立地企業の輸送が海外トランシップを経るルートを選択せざるを得なくなり、我が国立地企業が直接寄港ルートとの比較による価格交渉力を失い、海外トランシップルートの料金高騰等立地環境の悪化を招く。また、積み替え時の積み残し等による遅延リスク、荷傷みのリスク等も懸念される。

- 【取り組みの指標】 2015年 国内ハブの完成、東アジア主要港でのトランシップ率を半減
2020年 国際トランシップも視野に入れ、東アジア主要港として選択される港湾に

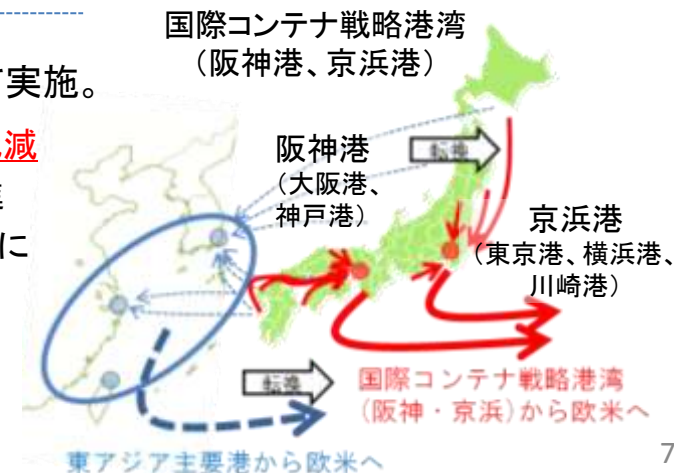
取り組み状況

- 「選択と集中」の考え方の下、国際コンテナ戦略港湾検討委員会（有識者委員会）の検討を経て、国際コンテナ戦略港湾として阪神港、京浜港を選定（2010年8月6日に公表）。
- 「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律」が2011年3月31日成立・公布。
- 国際コンテナ戦略港湾検討委員会において、毎年、取り組み状況を管理。2013年を目処に中間評価。

実現のための方策

基幹航路の就航を維持・拡大するためのハード・ソフト一体となった施策を集中して実施。

- ① 阪神、京浜各港のコンテナターミナル全体の一体運営等によるターミナルコストの低減
- ② 内航をはじめとするフィーダー網の抜本的な強化による広域からの貨物集約の推進
- ③ ゲートオープン時間拡大による24時間化の推進、貨物積替円滑化支援施設整備等による荷主サービスの向上
- ④ コンテナ船大型化の進展に対応しうる大水深岸壁の整備
- ⑤ 「民」の視点による戦略的港湾運営の実現に向けた港湾運営会社の設立



(8) 資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成

我が国の産業や国民生活に必要な不可欠な資源・エネルギー等の物資を安定的かつ安価に輸入することに貢献し、雇用と所得の維持・創出を目指すため、大型輸送船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等を図り、国全体として効率的かつ安定的なバルク輸送ネットワークを形成する。

背景

※バルク(貨物)・・・石炭、鉄鉱石、穀物など、包装されずそのまま船積みされる貨物

- 日本全体としての需要は大きいものの、国内の需要は分散しており、個々の輸入量は小さい
 - 個々の企業単位では船舶の大型化のメリットが出にくい構造
- 高度経済成長期から使用されている国際水準から劣化した港湾インフラ
 - 大型輸送船による一括大量輸送のメリットを享受できない
 - 資源価格の更なる上昇による所得の海外流出の懸念
- 中国等の新興国の資源・エネルギー等の需要、近隣諸国における大水深港湾の急速な整備
 - 相対的に不利な事業環境による国内立地産業の競争力の低下
- 資源・エネルギー等の安定供給体制への懸念
 - 調達先が多様化できず、価格交渉力が低下

実現のための方策

国全体として最適となる効率的かつ安定的なバルク輸送ネットワークを形成するため、大型輸送船に対応した港湾機能の拠点的確保、企業間連携の促進等に取り組む。【予算措置(国際物流ターミナルの整備、荷さばき施設等に対する財政支援措置)、税制特例措置の創設、法律改正】

広域的・効率的なバルク輸送ネットワーク形成の拠点となる港湾



効果

- 大型輸送船の利用による輸送コストの低減、調達先の多様化による価格交渉力の向上 → 資源・エネルギー等の輸入コストの低減



- 雇用と所得の維持・創出
←国内事業環境の整備による民間投資の誘発、所得の海外流出の低減

(9) 港湾関連手続きの簡素化及び電子申請化

○日本は、平成17年のFAL条約締結に伴い、港湾手続様式の簡素化を図った。

- ・入出港届等のFAL様式該当書類について、16種類から8書類へ簡素化
- ・入港前手続様式について8種類から1種類へと簡素化
- ・記入項目数を600項目から200項目へと簡素化

○さらに、港湾管理者手続の統一化を推進するため、平成21年に11手続きの様式を統一化し、統合NACCSに対応

注)FAL条約とは、国際海上交通の簡易化に関する条約のことであり、船舶の入出港に関する手続を標準化し、国際海運の簡易化・迅速化を図ることを目的としている。

FAL様式等について統一

■入出港届・係留施設使用許可申請について様式の統一化・港湾EDI化（電子申請）の対応済（平成17年11月1日）

統一モデル様式の策定

■船舶関係及び港湾施設使用関係手続に係る国による統一モデル様式の策定（平成19年8月7日）

統合NACCSへ申請項目追加

■統合NACCSへ申請項目を追加し、船舶関係及び港湾施設使用関係手続について電子申請化（平成21年10月30日～）

項目数約600

項目数約200

港長	入(出)港届
港湾管理者	入港届
税関	入(出)港届
入国管理局	入(出)港届
税関	積荷目録
検疫所	積荷目録
税関	船用品目録
税関	乗組員携帯品申告書
税関	乗組員氏名表
入国管理局	乗員名簿
検疫所	乗組員名簿
税関	旅客氏名表
入国管理局	乗客名簿
検疫所	乗客名簿
港長	危険物荷役許可申請
検疫所	明告書

入(出)港届
積荷目録
船用品目録
乗組員携帯品申告書
乗組員名簿
旅客名簿
危険物積荷目録
明告書

入港前手続様式

廃止

○ その他（5種類→1種類）	
港長	・停泊場所指定願
	・移動許可申請
港湾管理者	・係留施設許可申請
運輸局	・油濁損害賠償保障契約情報
海上保安庁	・SOLAS法に基づく事前通報
○ 廃止分（3種類→0種類）	
港長	・夜間入港許可申請
入国管理局	・入港通報
	・別添報告書

現行2手続

電子化
対応済

■入出港届

■係留施設使用許可申請

11手続を追加

+

■入港料減
免申請

■入港料還
付申請

■船舶運航動
静等に関する
通報

■旅客乗降用施
設(渡船橋)施
設使用許可申請

■荷役機械
(ガントリー等)
使用許可申請

■ひき船使用許
可申請書兼
配船希望願

■港湾施設(上屋)
使用許可申請

■船舶給水施設
使用許可申請

■港湾施設(荷さば
地・野積場)使用許
可申請

■廃油処理施設
使用許可申請

■コンテナ用電源
使用許可申請

統合NACCS
に追加

コンテナ物流情報サービス (Colins)

- コンテナ物流情報サービス(Colins)は、ターミナルオペレーター、荷主、海貨事業者、陸運事業者等の関係事業者間で一元的にコンテナ物流情報を共有化するための会員登録制のウェブサイト型の情報システム。
- 国土交通省港湾局によりシステム開発及び運営(2010年4月からサービス開始)。
- 多様な関係者が必要な情報をリアルタイムに共有することにより、情報が可視化されコンテナ物流業務の効率化、高度化に資する。
- Colinsが情報提供している港湾は東京・川崎・横浜・新潟・四日市・大阪・神戸・博多の8港

○ターミナル前混雑状況画像

- ・港頭地区に設置したウェブカメラ
画像をリアルタイムに提供。



○コンテナ搬出可否情報

- ・各ターミナルから提供される輸入コンテナの搬出可否情報を表示。



○船舶動靜情報

- ・各ターミナル、港湾管理者、AISから提供される船舶動静情報を表示。



(11)コンテナ物流情報サービス(Colins)により得られる主な効果

① 情報を一元的に共有することによる物流業務の円滑化(ゲートトラブルの削減)

- ✓ 輸入コンテナの搬出可否情報、船舶動静情報等、これまで分散していた情報を集約し、関係事業者の情報共有が容易になることで、情報伝達上のトラブルが減少し、コンテナ物流のスムーズな流れが実現。

② 業務の負担を大幅に軽減(ターミナルへの問合せの削減)

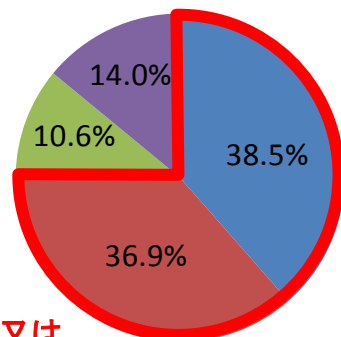
- ✓ 目的の貨物の必要な情報がいつでも入手可能となり、コンテナターミナルへの問い合わせや確認が不要となることから、これまで負担のかかっていた問い合わせ業務などが減少し、業務効率が向上。

③ 環境に優しくムダの少ない輸送(効率的なトレーラー配車の実現)

- ✓ 提供される様々な情報で、ターミナルや貨物の現在の状況を直接確認できることから、陸運事業者は混雑を回避し、待機時間の削減が可能となり、周辺の道路の渋滞の緩和や環境負荷の低減に寄与。

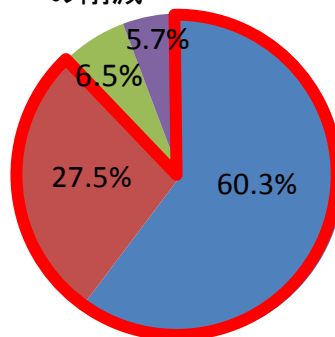
利用者アンケートの結果 (有効回答数:1,412、平成24年3月)

① ゲートトラブルの削減



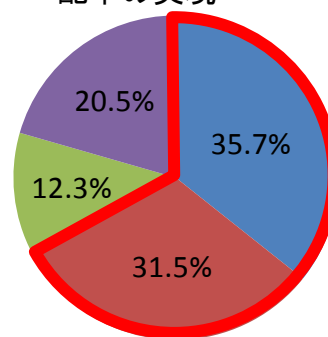
約75%

② ターミナルへの問合せの削減



約88%

③ 効率的なトレーラー配車の実現



約67%

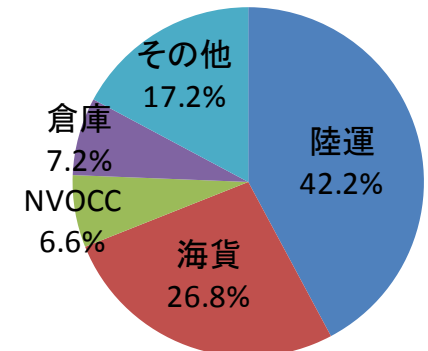
効果を実感又は
今後期待できると
回答した割合

凡例 : ■ そう思う ■ 今後期待できる ■ そう思わない ■ 自社業務と無関係

Colins利用状況

ID登録者数	3,204
日平均アクセス数	20,025

業種別ID登録者(割合)



※H24.10現在

(12)PS(Port Security)カード／出入管理情報システム

国による立入検査等にて判明した出入管理強化の必要性や海外港湾における高度な出入管理の実施状況等を踏まえて、ゲートにおける3点確認(本人・所属・立入目的の確認)の100%実施を平成22年3月30日付告示により義務化。
物流効率性も勘案し、3点確認を確実にかつ円滑に実施するための出入管理情報システムの導入を推進。

出入管理情報システム

- ・リーダー筐体のカードリーダーでPS(Port Security)カード※を読み取ること等により、制限区域への人の出入りを確実にかつ円滑に管理するシステム。
- ・国がトラックドライバー等に対して、PSカードを発行するとともに、主要港のコンテナターミナルに、リーダー筐体、リーダー管理用パソコン等を設置する。

【出入管理情報システムの導入スケジュール】

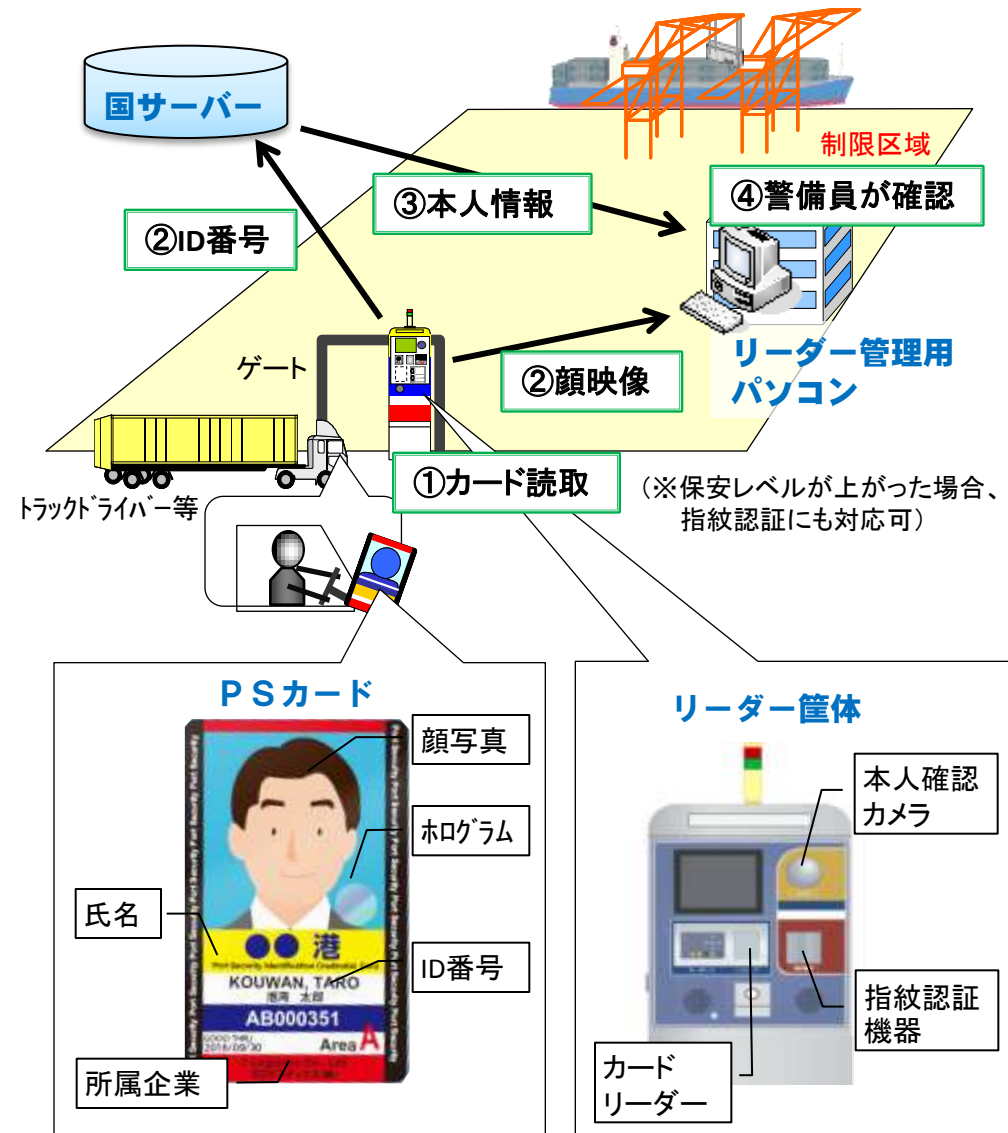
平成22年度末～ 神戸港にて試行運転

平成23年度～ 横浜港、名古屋港、北九州港等にて試行運転

※平成25年7月から本格運転開始予定

※PSカード

- ・国が発行する、出入管理情報システムを利用するために不可欠な全国共通のICカード。
- ・高度に偽造防止対策が施され、本人確認が容易な写真付きのカード(ICチップを内蔵し、識別番号、暗号鍵等を格納)。
- ・平成22年度末から発行開始。



(13) 国際海上コンテナ車通行支障区間の解消、空港・港湾アクセスの向上

- 国際物流の円滑化等により国際競争力を強化するため、国際海上コンテナ車両等が通行すべき大都市圏環状道路等のネットワーク整備や通行支障区間の解消、高速道路等と拠点空港・港湾との直結を含むアクセス整備等を推進する。

● 貨物車輸送における物流コスト削減の必要性

- 企業の物流コストは、2000年代前半まで低下傾向にあったが、平成21年度を底として下げ止まっているところ。物流効率化による更なる物流コストの低減が期待されている状況。

【表1 売上高に占める物流コスト】

平成18年度	5.01%
平成19年度	4.84%
平成20年度	4.87%
平成21年度	4.77%
平成22年度	4.79%
平成23年度	4.90%

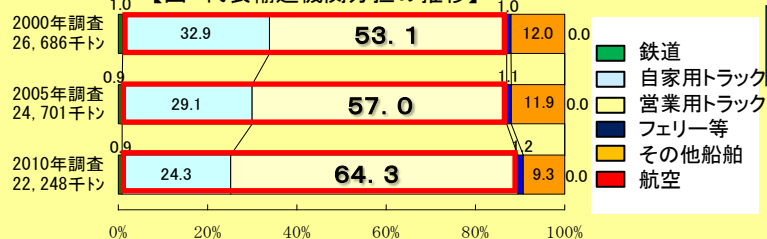
【表2 物流コストの構成比(平成23年度)】

輸送費	57.7%
保管費	15.1%
その他(梱包、荷役等の費用)	27.3%

(資料)日本ロジスティクスシステム協会
「2011年度物流コスト調査報告書」

- 物流の中心的な役目を担う貨物車輸送の効率化に係る取組を進めることは、コスト削減効果が大きい。

【図 代表輸送機関分担の推移】



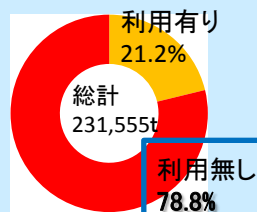
(資料)国土交通省 全国貨物純流動調査(物流センサス)のデータから作成
※いずれも、「その他」として分類される輸送機関は除いて集計した。
「その他」輸送機関の例: ベルトコンベア、パイプライン、自動車・船舶の自走等。
農水産物の場合、市場に隣接する倉庫業から市場内卸売業への移動等がある。

● 大都市圏の環状道路等の利用促進の必要性

- 国際海上コンテナ輸送において、高速道路の利用度が低い状況。

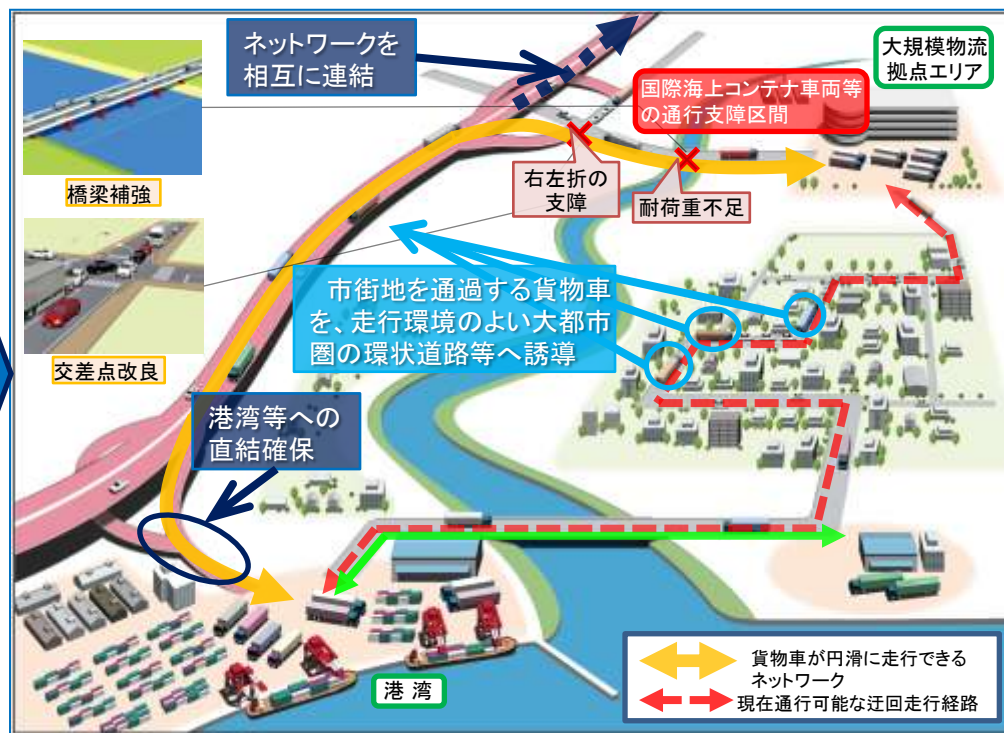
- ・ 東京港から東京以北へ向かう国際海上コンテナ車両の約6割が首都高を利用していない。

- ・ 輸出コンテナ貨物の約8割が高速道路を利用していない。



(円グラフ)国土交通省 全国貨物純流動調査(物流センサス)のデータから作成

- ・ 大都市圏の環状道路など、貨物自動車交通の面で特に重要な路線について、道路構造に及ぼす影響も踏まえながら、重点的に整備。
- ・ 併せて、そうした路線の利用促進のための措置を導入。



国際海上コンテナ車の通行支障区間の解消事例 一般国道245号湊大橋(茨城県)

【整備前】



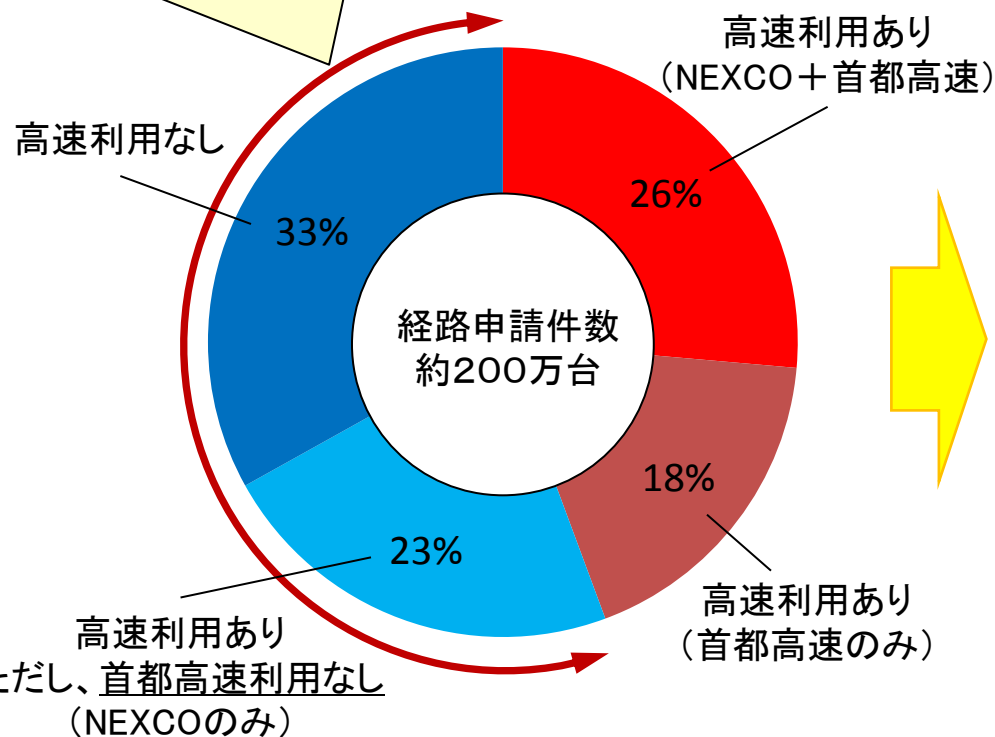
【整備後】



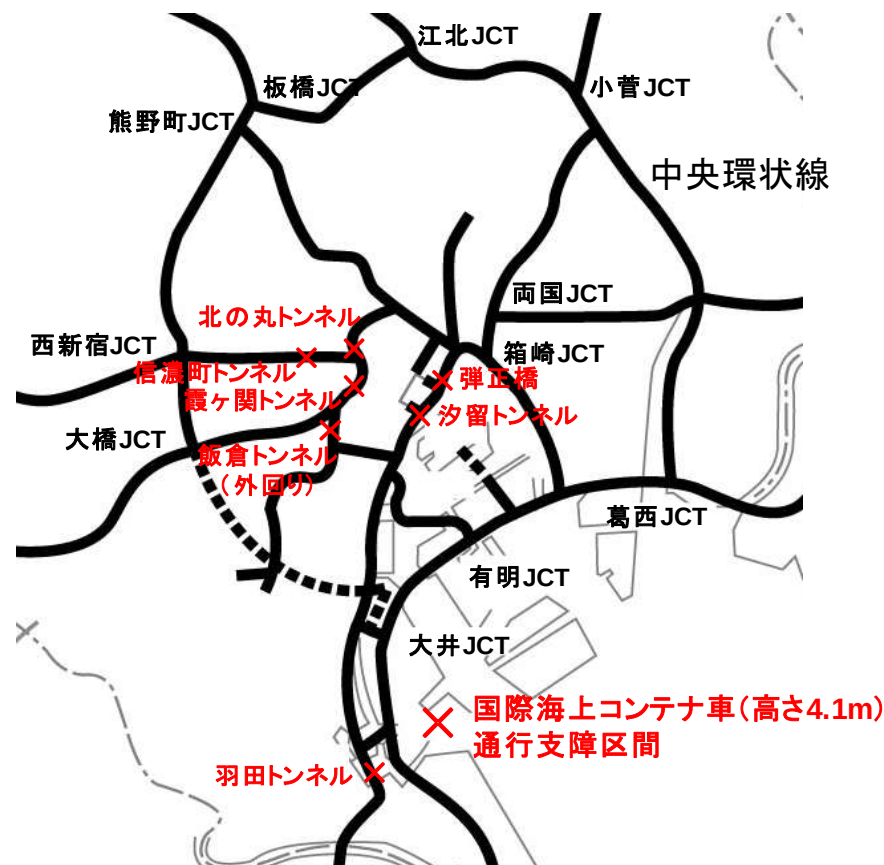
(14) 国際海上コンテナ車通行支障区間の解消【今後の取組事例】

東京港から内陸部への輸送における国際海上コンテナ積載車両経路申請件数（高速利用有り・無し別）

首都高速を利用しない国際海上コンテナ積載車両は5割を超過。（経路申請件数ベース）



● 高速道路利用を促進するため、首都高速都心環状線の国際海上コンテナ積載車両の通行支障区間を解消。



- ※1 経路申請件数は平成22年度、平成23年度特車申請データから
 ※2 平成20年度全国輸出入コンテナ貨物流動調査から、車両による1,000トン以上の輸出入実績のある都道府県を捕捉し、これを発着する特車申請データを対象に集計

(15) 45フィートコンテナの陸上輸送の円滑化に係る取組

- 45フィートコンテナは、40フィート背高コンテナと比べ、13%程度輸送効率が向上し、容積勝ちの貨物の輸送においてニーズが存在。現在、仙台港周辺で構造改革特区の取組が実施されている。
- また、平成24年7月の閣議決定により、上記特区以外の輸入港を発着する輸送経路での検証、通行可能な経路の調査を実施することとされている。

「みやぎ45フィートコンテナ物流特区」の取組

○内容

工場～港間の陸上輸送に、45フィートコンテナ輸送車両(車両長: 17.23m)を利用

※ 45フィートコンテナ輸送用シャーシは海外から調達

○これまでの対応

平成23年9月5日 公道走行開始

10月から 運行状況や事故、ヒヤリハットの発生状況等について、申請者から報告開始

○特例措置

今回の取組で利用する17m超の車両の交差点における通行につき、40フィートコンテナ輸送車両と同等の条件を適用(一般的には、長さが17mを超える車両の場合、17m以下のものに比べて、通行条件が厳しい)

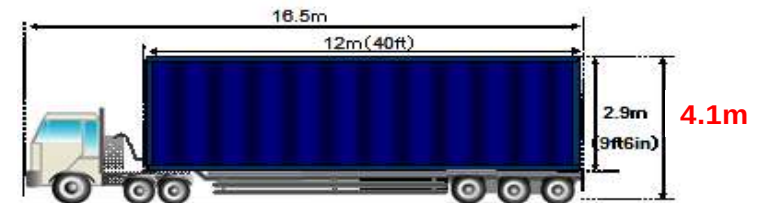
(参考)特殊車両の通行許可

道路管理者は、車両制限令に定める最高限度を超える車両(特殊車両)を通行させようとする者の申請に基づき、個別の道路と車両との物理的関係を審査の上、条件を附して許可を行う。

車両制限令第3条第1項に基づく車両の一般的制限値(上限値)



国際海上コンテナ積載車両の諸元 (40ft背高コンテナ車の場合)



※フル積載時: 総重量44t

「規制・制度改革に係る方針」の閣議決定(H24.7)

➤ 規制・制度改革の内容

産業界からの提案も踏まえ、全国展開に向け、「みやぎ45フィートコンテナ物流特区」以外の輸入港を発着する輸送経路での検証、通行可能な経路の調査を実施する。

(16) 航空自由化の推進による航空貨物ネットワークの拡充

○成田の30万回化(2010年10月地元合意済み)、羽田の国際化(2010年10月国際定期便就航)により、首都圏空港の国際線の発着容量が急速に拡大することを踏まえて、首都圏空港を含めたオープンスカイを推進。

○臨時的・集中的な貨物輸送の増大に弾力的に対応するため、チャーター規制(フォワーダー・チャーター規制等)を緩和

首都圏空港(羽田・成田)の年間発着枠の増加

	羽田空港 (うち国際線)	成田空港	首都圏空港全体
H22.10月まで (2010年10月国際定期便就航前)	30.3万回	22万回	52.3万回
現在 (H24.3.25以降)	39万回 (6万回) [国内線: 2万回 国際線: 1万回 深夜早朝: 3万回]	25万回	64万回
H25年度ダイヤから (H25.3.31以降)	41万回 (6万回) [国内線: 2万回 国際線: 1万回 深夜早朝: 3万回]	27万回	68万回
以降、首都圏空港を含めたオープンスカイを実施			
最終形 (※H25年度末 成田: H26年度中)	44.7万回 (9万回) [国内線: 2万回 国際線: 1万回 深夜早朝: 3万回]	30万回	74.7万回

※1. 1万回を超過する場合は、国際線枠を1万回、深夜早朝枠を1万回、国内線枠を1万回とする。
※2. 国際線の枠は、1万回を超過する場合は、国際線枠を1万回、深夜早朝枠を1万回、国内線枠を1万回とする。
※3. 国際線の枠は、1万回を超過する場合は、国際線枠を1万回、深夜早朝枠を1万回、国内線枠を1万回とする。
※4. 国際線の枠は、1万回を超過する場合は、国際線枠を1万回、深夜早朝枠を1万回、国内線枠を1万回とする。

オープンスカイ交渉の進捗状況



チャーター規制の見直し

① フォワーダー・チャーター及びスプリット・チャーターの解禁

見直し前

・荷主の突発的輸送需要に対応する目的
・既存の定期便で実質的に対応できない場合
というきわめて限定的な要件を満たしていなければ、
フォワーダー・チャーター(利用運送事業者によるチャーター)及びスプリット・チャーター(複数の用
機者によるチャーター)の運航は不可能

見直し後

①相互主義が確保されていること
②オープンスカイに合意していること
の2要件を満たせば、
フォワーダー・チャーター及びスプリット・チャーターの運航可能

② 第三国航空会社による貨物チャーターの運航の容易化

見直し前

貨物チャーターは発着地国の航空会社による運航が原則とされ、第三国航空会社による運航
の申請には、本邦社がこれに反対しない旨の書面(ノン・オブジェクションレター)の添付が必
要

見直し後

相互主義が確保されていれば、第三国航空会社による貨物チャーター(※)の運航を可
能としノン・オブジェクションレターの添付を廃止
(※)フォワーダー・チャーター及びフォワーダーを含むスプリット・チャーターは除く

(17) 大都市圏拠点空港等の物流機能強化

○首都圏空港については、羽田空港で、高度な機能を有する国際線貨物ターミナル(TIACT)が2010年10月に開業。成田空港においても、2011年5月に、日本貨物航空(NCA)が、使用面積を増床のうえ、南部貨物地区へ上屋を集約移転。

○関西空港では、24時間運用可能な国際拠点空港であるという特徴を活かし、貨物ハブ化を推進。中部空港では、国内唯一のSea & Airによる超大型貨物輸送を利用した貨物ハブを推進。那覇空港は、ANAによる貨物ハブを実施中。

羽田空港



関西空港



○フェデックスによる関空の北太平洋地区ハブ化
フェデックスは、アジア-北米間貨物の新たな積替拠点(北太平洋地区ハブ)を関空に設置することで関空会社と合意。

スケジュール

- 延床面積25,000㎡のフェデックス専用施設を関空会社が建設する。
- 2014年度夏スケジュールからの運用開始予定。

中部空港



○ボーイング787型機主翼等の輸送

ボーイング787主要部品の約35%を製造を日本企業が担当。愛知県内の3箇所の工場で製造された主翼等を船で海上輸送しセントレアで積替え、専用輸送機でアメリカの組立工場まで空輸。

Sea & Airの特性を活かし効率的な輸送を実現するため、部位保管庫を建設。

- 施設の概要
- ◆整備主体：中部国際空港株式会社
 - ◆建築面積：約3,000㎡

成田空港



那覇空港

(貨物ターミナル全景)



貨物ターミナル施設の概要：
敷地面積：約6万9千㎡(延床面積：4万4千㎡)

沖縄貨物ハブイメージ



○沖縄貨物ハブ

平成19年6月にANAが「沖縄貨物ハブ構想」を発表し、平成21年10月26日より沖縄貨物ハブがスタート。

沖縄を国際物流の中継基地として、日本を含むアジア主要都市を深夜出発、早朝到着の競争力のあるダイヤで輸送し、アジア各都市をカバーする効率的な航空輸送体制を構築。

(18)流通業務市街地の整備

概要

都市への不要な物流交通の流入や交錯輸送の発生を低減することで、**流通機能の向上及び道路交通の円滑化**を図り、もって**都市機能の維持及び増進**に寄与することを目的に制定された『**流通業務市街地の整備に関する法律（S41制定、H5改正）**』に基づき、**都市計画の手法によって流通業務市街地を整備。都市計画上の適地への流通業務施設の集約的な立地を実現するもの。**

基本指針の策定（主務大臣）

流通業務施設の整備に関する基本指針を定める

基本方針の策定（都道府県）

流通業務施設の整備に関する基本方針を定める

流通業務地区の決定（都道府県）

地域地区の一つとして都市計画に定める
(流通業務関連施設以外の立地を制限)

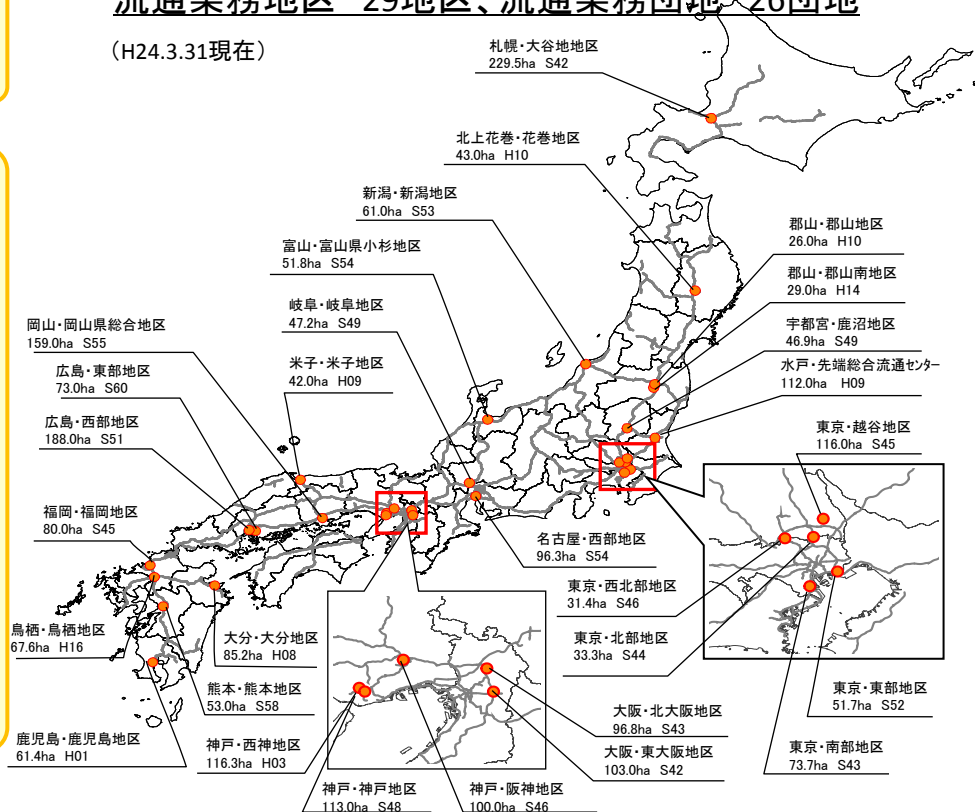
流通業務団地（都道府県）

- 都市計画に流通業務施設の位置・規模・建蔽率・容積率の制限等を定める。
- 流通業務施設の敷地整備等を行う流通業務団地造成事業(都市計画事業)を施行可能(地方公共団体、UR)。
※用地買収時に税制上の特例措置(5,000万円特別控除等)が適用される。

近年の流通機能の複合化・高度化への対応策として、
流通業務地区・団地ごとに、立地可能施設や、都市計画の施設区分の変更により対応している。

流通業務地区 29地区、流通業務団地 26団地

(H24.3.31現在)



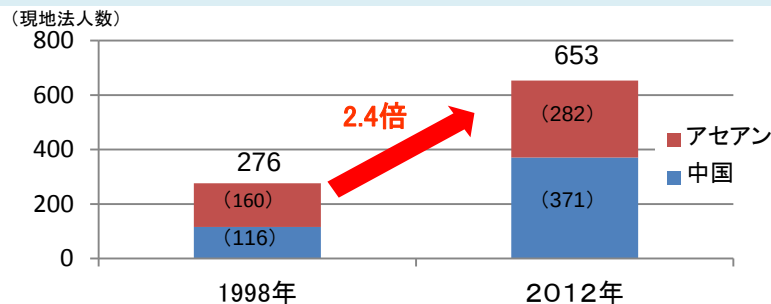
流通業務拠点の整備においては、**土地区画整理事業**による整備も推進されている。

(19) 我が国物流システムの海外展開の推進

- アジア諸国同士の間における国際物流において、我が国物流企業は我が国製造業等から高い水準のサービスの提供を求められている。
- 我が国物流企業はアジア地域への進出を拡大しているが、進出相手国において物流インフラの問題に加え規制・手続等の障害が存在し、制約下で事業を展開しているのが現状。
- このため、官民連携で課題を分析して「国別・地域別戦略」を策定し、これに基づき相手国との政策対話を通じて制度の改善を図り、また、官民及び相手国と連携して日本の物流システム導入のプロモーションを実施していく。

我が国の物流事業者のアジアへの進出状況と課題

我が国物流事業者のアジア地域への進出状況



(出典) JIFFA「我が国フォワーダーの海外進出状況と外国フォワーダーの日本進出状況」(1998年3月、2012年3月)

物流事業者の進出国における課題

通関時間が長い

国境間で荷物の積替えが必要

港湾処理能力が限界に達し貨物がオーバーフロー

道路等インフラの未整備

外資規制、不透明な現地法人・支店開設に係る手続等

余分なリードタイムが発生

荷痛みが発生

ネットワーク拡大が制約

現在の取り組み

国交省と日本物流団体連合会が協力・連携し、課題の整理・分析を実施中

今後の取組み

官民連携で課題を整理・分析し、「国別・地域別戦略」を策定

政策対話による
制度の改善

官民連携による日本の
物流システム導入の
プロモーション

【中韓との政策対話】

日中韓物流大臣会合

→ 日中韓三国間のシームレスな物流システム及び環境にやさしい物流システムの実現に向けて日中韓三国が相互に協力して取り組む。

【ASEANとの政策対話】

日ASEAN交通大臣会合

→ 日本とASEANの交通分野の協力関係を強化する目的で「日ASEAN交通連携」を構築。物流は重点分野の一つであり、「日ASEAN物流パートナーシップ」の下、ASEANにおいてスムーズな物流網の構築を促進。

【日本の物流システム導入のための実証事業】

日本の質の高い物流システムの相手国におけるパイロット事業及びワークショップ等の開催を通じて、同システムの効果を実証し、導入を促進。

(20) 日中韓物流大臣会合について①

- 日中韓三国間のシームレスな物流システム及び環境にやさしい物流システムの実現に向けて日中韓三国が相互に協力して取組む枠組。
- 大臣会合は、これまで平成18年から2年おきに4回開催。会合の成果や今後の方向性について、共同声明を取りまとめ、発表。

<開催経緯>

- 第一回日中韓物流大臣会合 開催日:平成18年9月7日、 場所:韓国 ソウル
- 第二回日中韓物流大臣会合 開催日:平成20年5月17日、 場所:日本 岡山
- 第三回日中韓物流大臣会合 開催日:平成22年5月13日、 場所:中国 成都

第四回日中韓物流大臣会合について

- (1) 開催日:平成24年7月16日(月)、場所:韓国 釜山
- (2) 日本側出席者:奥田建 国土交通副大臣
- (3) 日中韓三国は、今後の協力量針について以下のとおり合意し、共同声明を発表。
 - シャーシの相互通行の推進
 - ・ 日韓:韓国シャーシの日本国内通行について、2012年後半に、パイロットプロジェクトの実施に向けて相互協力を推進。
 - ・ 日中:パイロットプロジェクトの実施可能性について共同研究を推進。
 - 北東アジア物流情報ネットワーク(NEAL-NET)の推進
 - ・ 日中韓三国間の港湾物流情報ネットワークの更なる機能充実やサービス対象港湾の拡大に向けて協力を推進。
 - 物流資材(パレット)標準化の推進
 - ・ 第三回日中韓物流大臣会合において標準化を実現したパレットのサイズに加え、パレット品質や荷役機器のサイズ等についても標準化に取り組むための調査研究を推進。
 - 日中韓三国における物流分野の低炭素化
 - ・ 海上分野における船舶の省エネルギー運航の共同検証を行う等日中韓三国の協力を強化。

(21) 日中韓物流大臣会合について②(日韓シャーシの相互通行)

シャーシとは

- ・ 動力を持たない被牽引車両。
- ・ RORO船(シャーシなどの車両を収納する車両甲板を持つ貨物船)に積み込み、相手国港湾まで運送可能

目的

- ・ 同一のシャーシによる国境を越えた拠点間の往復を円滑化し、効率的でスピーディーな物流を実現するため、一方の国で登録されたシャーシが海上輸送を経て港湾から陸上を走行することを相互に可能とし、かつ、これを円滑化かつ推進する。



ウィングシャーシ



RORO船に積み込まれるシャーシ

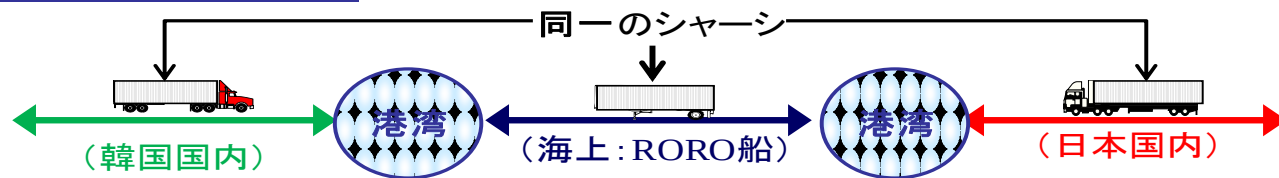
現状



<相互通行のメリット>

- ・ リードタイムの削減
- ・ 荷痛みリスクの軽減
- ・ コストの削減

シャーシの相互通行



同一のシャーシが、海上輸送を経て相手国と日本国内との間を一気に走行(牽引車は韓国国内通行用と日本国内通行用の2種類)

日韓シャーシの相互通行に係るパイロットプロジェクト

- ・ 平成24年7月16日の日中韓物流大臣会合において、日韓の間で「パイロットプロジェクトを平成24年後半より実施するために相互に協力する」ことについて、両国で合意。

【パイロットプロジェクトの概要】

- ・ 釜山～下関航路を経由し、日産自動車九州(株)の製造拠点に向けて、韓国製自動車部品を両国のシャーシを用いて韓国から日本に輸送。
- ・ 両国の関係法令がそれぞれ適用される前提で、事業者の申請に基づき両国が協力して実施。
- ・ 日本のシャーシの韓国国内通行については本年10月10日から開始。
- ・ 韓国のシャーシの日本国内通行については事業者側で準備中。

(22) 日中韓物流大臣会合について③

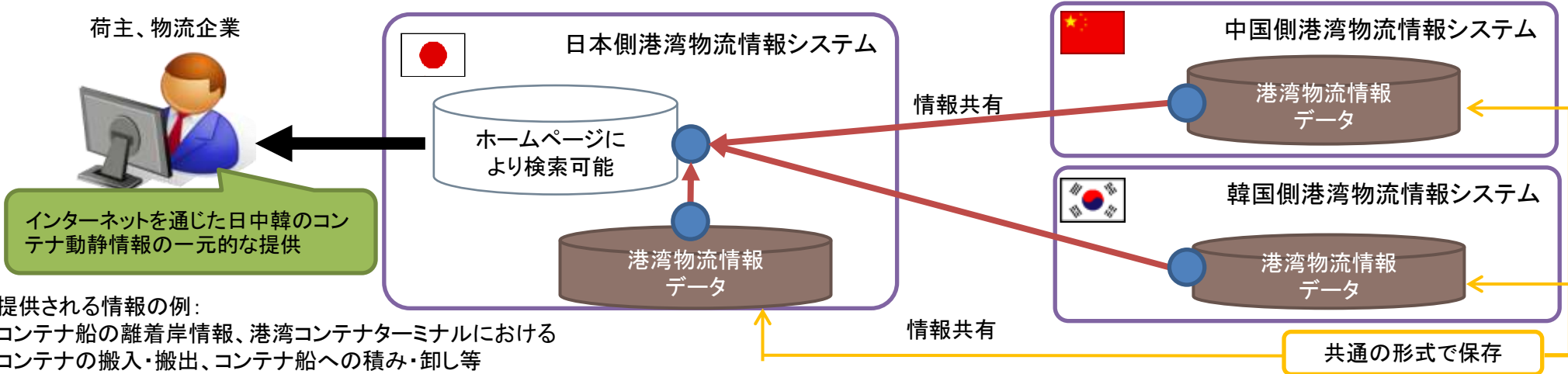
(北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET・ニールネット))

目的

国際物流の効率化・高度化のため、荷主・物流企業が、コンテナ船の入出港の情報やコンテナの港湾搬出入・荷役状況、通関手続の状況等を幅広く、円滑かつ効率的に把握できるよう、日中韓三国間の物流情報の可視化を推進する。

NEAL-NET(ニールネット)とは

日中韓がそれぞれ構築している港湾の物流情報システムを相互接続し、日中韓の港湾間の船舶の入出港情報、コンテナの動静情報等をインターネット上で一元的に幅広く把握できるようにする取組。日中韓政府間において、システムの機能充実に向け、精力的に取り組んでいるところ。



現状

- ①日中韓それぞれの港湾物流情報サービスシステムの相互接続を実現し、船舶の入出港情報について提供可能な体制を整備
- ②対象港湾は、日本:東京・横浜、中国:寧波、韓国:釜山

今後の取組

- ①相互接続する情報の範囲の拡大(コンテナの搬入・搬出、コンテナ船への積み・卸しに係る情報)
- ②対象港湾の拡大(拡大対象港湾は 日本:東京/横浜から大阪・神戸・川崎、中国:上海・大連・天津等、韓国:光陽・仁川の予定)
- ③港湾以外へ物流情報共有範囲の拡大、及び日中韓以外の地域(ASEAN等)への拡大についての研究

(23) 日中韓物流大臣会合について④(物流設備の標準化)

パレットとは

- ・荷役時に、梱包・集約された複数の貨物を、機械を用いて効率的にコンテナに搬出入する際に必要な荷台
- ・梱包・集約された複数の貨物をパレット単位で取り扱うことにより荷役作業の効率化を図ることが可能



パレット（左がプラスチック製、右が木製）



パレットに積載された貨物



フォークリフト等の荷役機器による
運搬・積卸

目的

日中韓三国において、パレットを利用した物流の効率化・高度化を図るため、パレットに係る規格等の標準化を推進する。

日中韓三国間パレットのサイズの国家規格化

1100mm×1100mm(T11)、1000mm×1200mm(T12)を日中韓三国で国家規格化

ISOにおいて規格化されたパレットサイズ

サイズ	備考
800×1200mm	主に欧州諸国で使用
1000×1200mm	アジア・欧州で使用
1140×1140mm	主に欧州の化学工業界で使用
1219×1016mm	北米圏で最も多く使用
1067×1067mm	北米圏及び豪州で使用されている正方形寸法
1100×1100mm	アジア圏で使用される寸法として規定

課題

国家規格化されたサイズを有するパレットの更なる普及促進



こうしたサイズに対応する荷役機器等の普及促進

パレットの使い捨て利用による環境負荷の軽減



再利用に耐える品質・強度を有するパレットの普及

今後の取組

日中韓三国は今後、荷役機器のサイズやパレットの品質・強度等についても標準化に取り組むため、調査研究を推進することで合意。

(24) 政府間対話による国際物流円滑化の取組※経産省、国交省連携

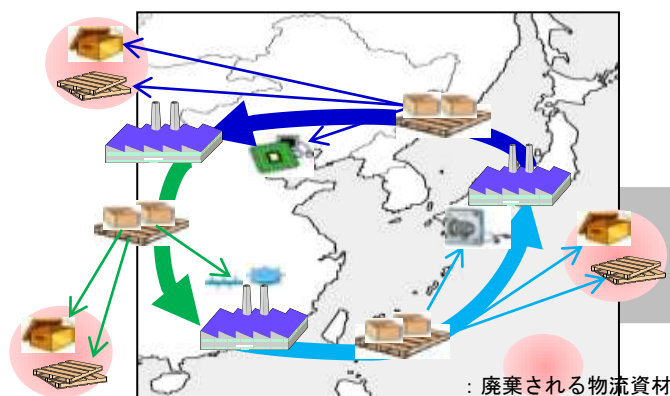
- 最大の貿易相手国である中国との物流の円滑化を目指し、日中双方の政府関係者による対話(局次長級)を設置。
- 日中両国における物流の現状や施策について相互理解を深めると共に、通関手続き等の課題を解決すべく対話により協議を実施。(第1回＝2010年6月中国・北京、第2回＝2011年11月日本・東京)

日中間物流の課題への対応

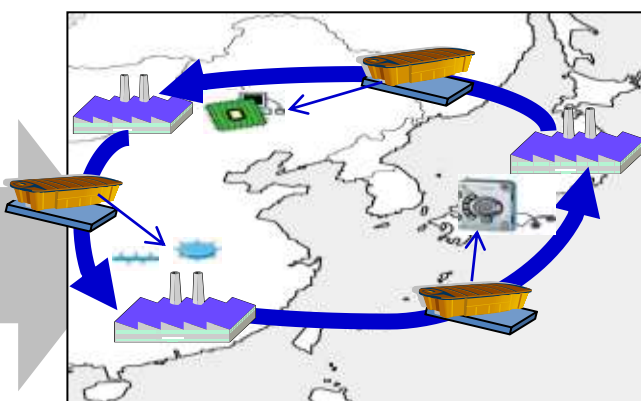
- ①中国の通関制度等により、輸出入に利用される物流資材(パレット等)を繰り返し利用することが難しいため、当該制度等を改善し、物流資材を効率的に運用するための検討を行う。
- ②日本における通関関係書類のペーパーレス化を紹介するとともに、日中韓関税局長会議の枠組みの活用等を通じて、関連手続きの改善を促す。
- ③物流施設整備に関する我が国の政策及びコールドチェーンを始めとする先端的な日本企業の物流システムを紹介。

リターナブル物流資材の利用イメージ

物流資材のワンウェイ利用



物流資材のリターナブル利用



繰り返し利用できる
リターナブル物流資材
の利用を促進し、資源
のロスや環境負荷を
低減。

(25) 日ASEAN交通連携における物流分野の取組み

- 日本とASEANの交通分野の協力関係を強化する目的で、2003年に「日ASEAN交通連携」を開始。
- 重点分野の一つである物流分野では、これまで政策対話、ワークショップを通じ、ASEAN各国の物流担当行政官、物流事業者等に対する人材育成を実施。
- 本年、日本とASEANとの物流分野での協力をさらに深化させるため、新たな協力の取組みとして「日ASEAN物流パートナーシップ」を開始。

日ASEAN交通連携

- ◆「日ASEAN大臣会合」等を毎年1回開催、交通分野における日本とASEANとの協力強化を推進。
- ◆重点分野(物流、安全・安心、環境、共通基盤)に係る政策に関する検討、意見交換を実施。

<これまでの取組み>

政策対話・ワークショップ

<概要>

政策対話

- ・物流の課題に対する相互理解を目的とした日本とASEAN各国との間の二国間による政府間対話。

ワークショップ

- ・対象国の物流事業者の技能向上を目的に、トラックの運行管理等の講義や実演会を実施。

<開催実績>

2009年度: ラオス、タイ
2010年度: インドネシア、ベトナム
2011年度: カンボジア、ミャンマー

<新たな取組み>

日ASEAN物流パートナーシップ

<概要>

- ・2011年12月の第9回日ASEAN交通大臣会合において、物流分野の新たな協力の取組みとして「日ASEAN物流パートナーシップ」を構築。
- ・ASEANにおいてスムーズな物流網の構築を促進するため、パレットの普及・標準化、RO-RO船ネットワーク構築等の物流システムの高度化に向けた調査等を実施。
- ・さらに、ASEAN経済共同体の協議進展を踏まえつつ、我が国物流企業のASEAN進出を支援するため、各国制度等の改善について対話を推進。

(26)ASEAN物流人材育成事業

- 日系企業の進出が著しいASEAN諸国において、物流の高度化に関する支援が求められている。
- かかる支援の一環として、物流に携わる人材のレベル向上させるべく、各国の状況に応じた効果的かつ適切な人材育成事業を実施。
- 進出日系企業からは、物流コスト削減につながるものとして評価を得ている。

各国への支援事業

タイ

インドネシア

フィリピン

ベトナム

カンボジア

ラオス

ミャンマー

【ロジスティクス管理士資格講座構築支援事業（2008～2011年）】

- ・タイの国情にあったロジスティクス管理士資格制度構築の基礎作り。
- ・ロジスティクス管理士資格講座の確実な自立運営の実現を目的にトレーナーズ・トレーニング等の実施。

【タイロジスティクス管理士資格講座支援事業（2012年～）】

- ・タイロジスティクス管理士資格制度の普及・啓蒙活動に対する提案・支援。
- ・タイロジスティクス管理士資格制度の充実化（講座新設の支援等）及び普及促進に関する諸活動。

【ASEANマルチ研修（各国一括研修）（2010～2011年）】

- 対 象 国＝タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム
- 事業内容＝
- ・資格制度運営に係る事例の発表と共有
 - ・各国間のネットワーク構築

【各国への支援事業（2008年～）】

- 対 象 国＝インドネシア、フィリピン
- 事業内容＝セミナー開催や現地企業への物流専門家派遣（コンサルテーション）等を通じた人材育成システムの普及活動を実施。
- 対 象 国＝ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー
- 事業内容＝製造事業者・物流関連事業者・関係団体等を対象に、物流環境改善活動の重要性について、普及・啓発を実施。

タイロジスティクス管理士資格制度導入による日系企業への効果（資格取得企業の声）

●物流コストの大幅削減

- ・自動車部品メーカーが社内物流の改善を行い、**数億円の物流コスト削減**に成功。
- ・電子機器メーカーでは、輸送スケジュール等の大幅な見直しにより、**年間数千万円の物流コスト削減**に成功。

●新規顧客獲得事例

- ・物流事業者が新規ビジネスの提案営業により**海外ゴルフ用品メーカーとの取引を獲得**。

（参考）タイにおけるロジスティクス管理士
資格取得者数＝累計125名

①我が国の認定事業者 (AEO: Authorized Economic Operator) 制度

(米国で発生した同時多発テロ以降、各国にて)
国際物流におけるセキュリティ対策の強化の必要性

背景

国際競争力向上等のため
税関手続簡素化等の物流円滑化の推進の必要性

財務省・税関は民間事業者とのパートナーシップの構築により、国際物流における一層のセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、あわせて我が国の国際競争力を強化するため、国際標準に則ったAEO制度を平成18年3月に導入

AEO制度とは？

1. AEO制度へ参加する事業者は、自社が関与する物流において
 - ①税関手続等に関する法令を遵守すること(コンプライアンス遵守)
 - ②取扱貨物の安全を確保していること(セキュリティ管理)を税関と共にあらかじめ確認(※1)

2. 税関はAEO事業者に対して、適正な税関手続と貨物管理を行う者として、簡素化・迅速化した税関手続を提供(※2)

※1 AEO制度が求める具体的要件例

- 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保
- 内部監査
- 委託先管理
- 税関との連絡体制、社内連絡体制
- 教育・訓練の体制

AEO事業者が取り扱う貨物には、「盗難・すり替え・差し込み」がされない体制整備が必要

※2 AEO事業者に対する緩和措置例

- 輸入手続: 貨物の国内到着前に輸入許可を受けることが可能
- 輸出手続: 貨物が自社倉庫等にある状態で輸出許可を受けることが可能
- 保税運送手続: 運送ごとの保税運送承認が不要
- 倉庫等に外国貨物を保管するために必要な税関の許可が不要(税関への届出のみ)
- 税関に届け出た倉庫等における保税地域許可手数料が免除
- 通関業者は、特定の税関官署の管轄区域内に蔵置されている貨物について、予め選択した税関官署に輸出入申告を行うことが可能

(※3: 平成24年10月23日現在)

AEO制度の対象となる事業者(計491者)(※3)

税関

パートナーシップ

製造者
(輸出のみ)

輸入者
輸出者

通関業者

運送者

倉庫業者

税関



製造者

輸出入者

運送者

保税地域

倉庫業者



(29) NACCSに係る状況について

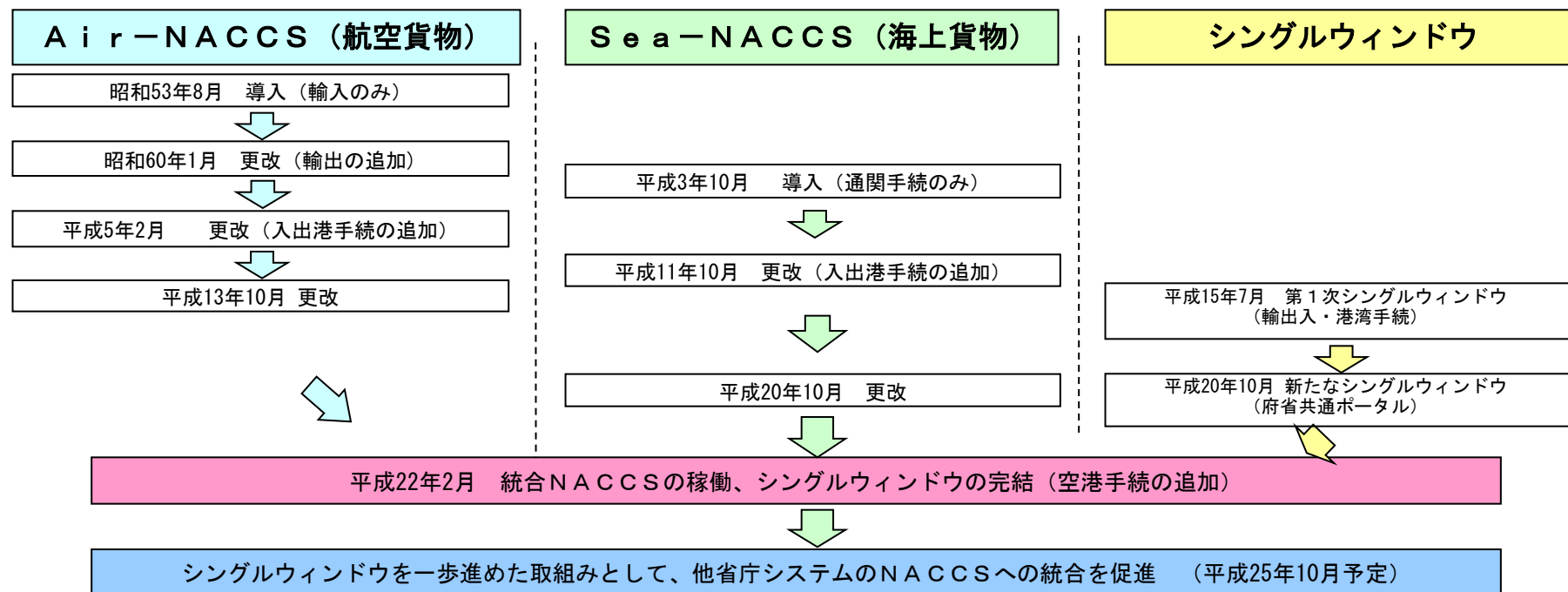
○ NACCSは、輸出入等関連業務を行う者をオンラインで結び、輸出入等関連業務を処理する官民共同システム

(参考1) 輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS) : Nippon Automated Cargo and port Consolidated System

(参考2) 輸出入等関連業務 : 税関手続、入国管理手続、食品衛生手続、検疫手続(人)、植物検疫手続、動物検疫手続、貿易管理手続、空港・港湾手続及びこれに関連する民間業務(貨物管理等)

(参考3) 輸出入申告総件数の約98%をNACCSにより電子的に処理

(参考4) 輸出入・港湾関連情報処理センター(株)が運営



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)

○ 独立行政法人通関情報処理センター(解散)の権利・義務を継承し、平成20年10月に特殊会社として設立。

○ NACCS型システムの海外展開(ベトナム向け)等

(30)通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組み

目 標

- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進
⇒通関関係書類の提出の省略、電子化又はPDF等による提出
- NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流情報プラットフォームとしての機能強化
⇒民民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携

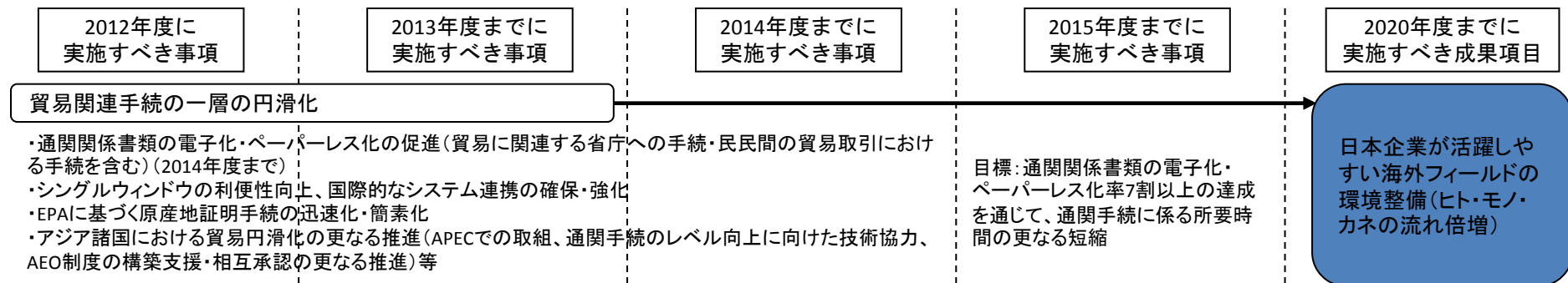
平成25年度（2013年度）のNACCS等の更新時までの取組み

- 通関関係書類の簡素化
【これまでの取組み】
➢ 簡易審査扱い(区分1)とされる輸出入申告の通関関係書類を原則として提出省略（平成24年7月実施）
- NACCSの「電子インボイス業務」の利用促進
⇒企業・関係業界等へのセールス
⇒電子インボイス業務の改善(桁数・欄数の増加等)
【これまでの取組み】
➢ 電子インボイス業務の入力項目について、NACCSのプログラム変更により、入力可能な品名の桁数(100→200)及び欄数(200→800)を拡大(平成24年10月実施)
- 通関関係書類のPDF等によるNACCSでの提出
【これまでの取組み】
➢ 平成25年10月の導入を目指してNACCS等のプログラム変更等の作業

平成29年度（2017年度）の次期NACCS等の稼動時までの取組み

- 他法令手続等の電子化の推進
- 民民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携（海上運送状、保険料明細書等）
- 通関手続に係る電子手続の原則化

（参考）日本再生戦略（日本再生に向けた改革工程表）（平成24年7月31日閣議決定）抜粋

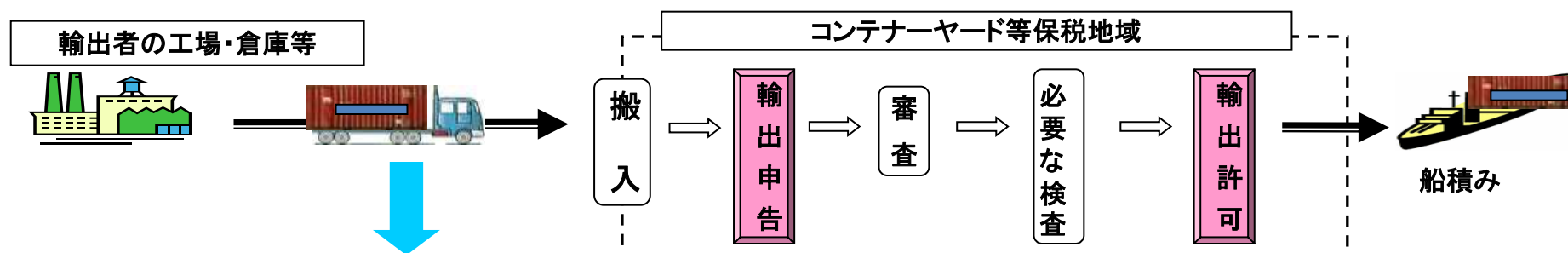


(31) 輸出通関における保税搬入原則の見直し

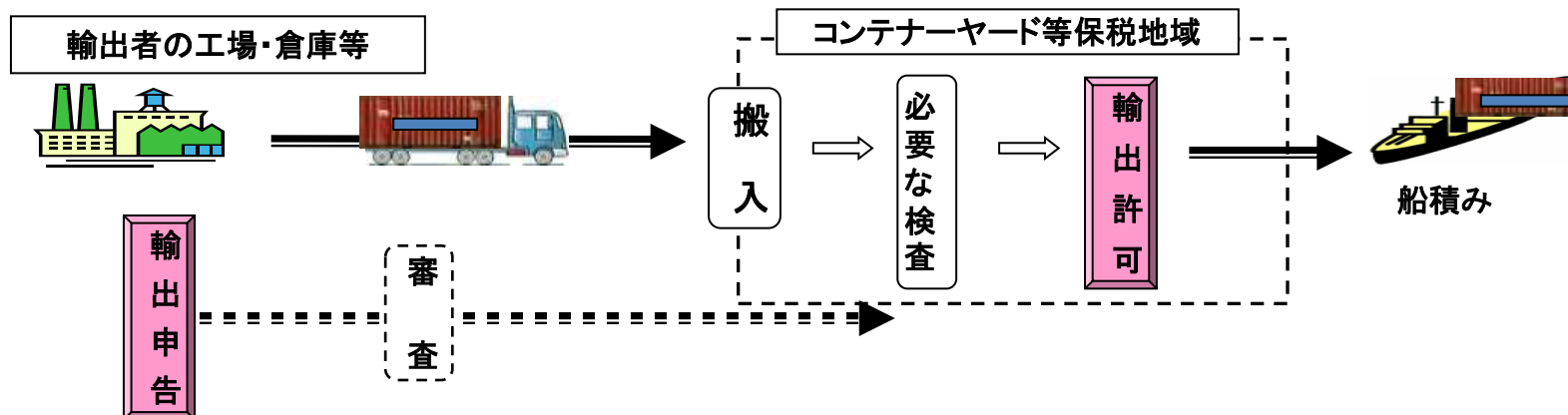
概要

輸出通関における保税搬入原則の見直しについては、当該見直しを盛り込んだ関税改正法が平成23年3月31日に成立し、同年10月1日より施行されました。これにより、保税地域に貨物を搬入した後に行うこととされていた輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への搬入前に行うことが可能となりました。

一般的な輸出申告による輸出通関



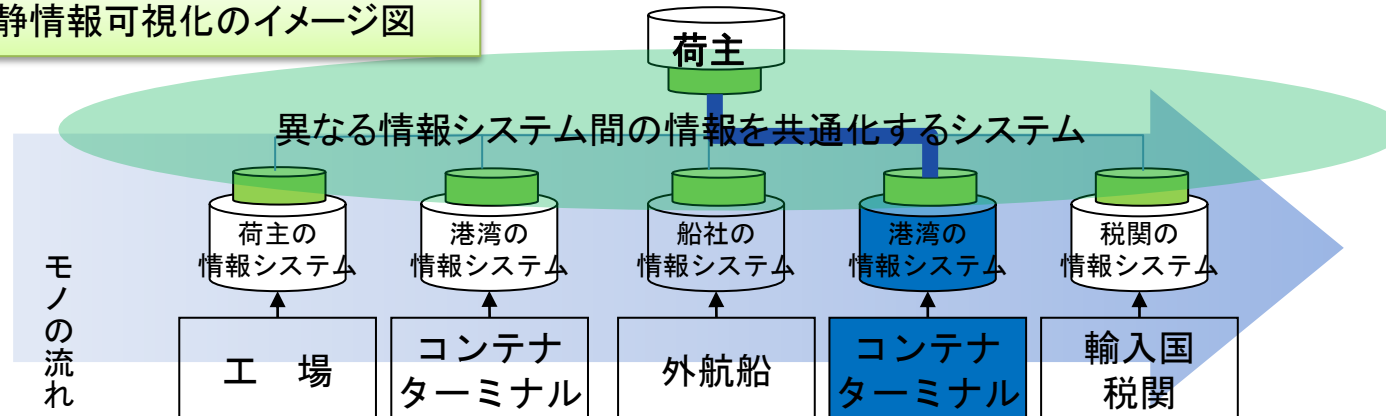
輸出通関における保税搬入原則の見直し



(32) 国際物流における貨物動静情報の可視化

- サプライチェーンのグローバル化が深化していく中で、より効率的な物流を実現するためには、貨物の動静情報を正確かつリアルタイムに把握することが重要。
- ただし、国際輸送では、様々な主体が関与するため、貨物情報の把握が困難。
- かかる課題を解決するために、多くのプレイヤーが貨物動静情報を共有するための情報共有基盤の整備が必要。
- このために必要となる貨物情報を表すための項目やコードについて、APEC等の国際的な場を通じて標準化に関する取組を推進。

貨物動静情報可視化のイメージ図



これまでのAPECにおける取組

CY 2010 (日本APEC)

- 閣僚会議@横浜
横浜でのAPEC閣僚声明において、国際的なサプライチェーンの改善に向けた取組を実施していくことが言及された。(閣僚声明)

CY 2011 (米国APEC)

- Phase 1
APEC域内における荷主・物流事業者に対するアンケート調査
- Phase 2
情報共有基盤を用いた実証実験

ベストプラクティスの構築

CY 2012 (ロシアAPEC)

- Phase 3
APECの関連小委員会において情報共有基盤のあるべき姿を提言

APEC
レコメンデーションの策定
2012/5/21

(33) メガポート・イニシアティブ(MI)のパイロット・プロジェクト実施

概要

- ・メガポート・イニシアティブ(MI)とは、核物質その他の放射性物質の拡散を防止するため、世界の主要港に放射線検知施設を設置し、積荷の検査能力を強化する取組み。
- ・平成15年(2003年)から米国エネルギー省が中心となって推進している。
- ・我が国では、米国からのMIに対応したパイロット・プロジェクト実施の要請を踏まえ、横浜港南本牧ターミナルにおいて平成21年3月よりコンテナゲートに放射線検知施設を設置し、輸出入コンテナに対する放射線検知のための検査方法、運用体制の検討等を行っているところ。
- ・財務省(税関)等とともに、本プロジェクトを通じて、我が国におけるMI導入の実現可能性を検証中。

役割分担

NBCテロ対策会議※幹事会第3回会合(平成19年6月22日)にて合意

※ 内閣危機管理監主宰の関係省庁会議。「NBCテロ」は核物質・生物剤・化学剤による大量殺傷型テロ。

国土交通省 : 放射線検知施設の設置、1次検査の実施

財務省(税関) : 検知レベル・判定基準の決定、2次検査の実施

外務省 : 日米協力のあり方について両政府間の調整を実施

国交省の取組

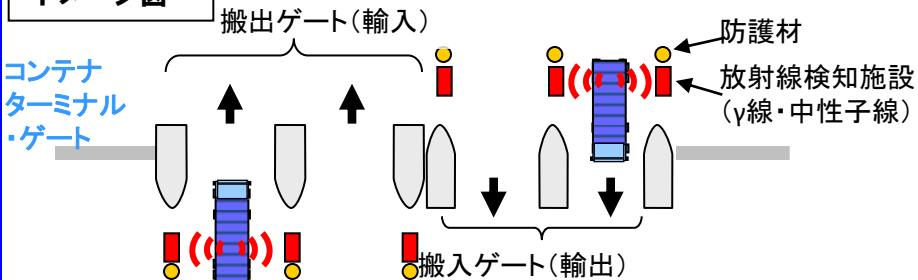
- ・搬出入計10レーンに放射性物質検知施設を設置(横浜港南本牧コンテナターミナル)
- ・管理棟にアラーム表示装置を設置し、これと放射性物質検知施設を接続
- ・平成21年3月2日より横浜港に機器を設置し検知を開始
- ・平成23年度までに検査方法、運用体制、全国展開の実現可能性等を検証
- ・平成24年度は収集済みデータを整理・解析(技術的検討は終了)

放射線検知施設
(横浜港南本牧ターミナル)



放射線検知施設による1次検査(国土交通省担当)

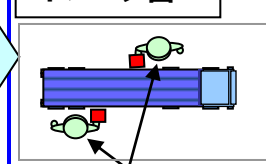
イメージ図



一定レベル
以上の
放射線を
検知した
場合

携帯型の放射線検知施設による2次検査 (財務省(税関)担当)

イメージ図



違法な核物質等を
検知した場合には、
文部科学省・警察庁
等へ通報

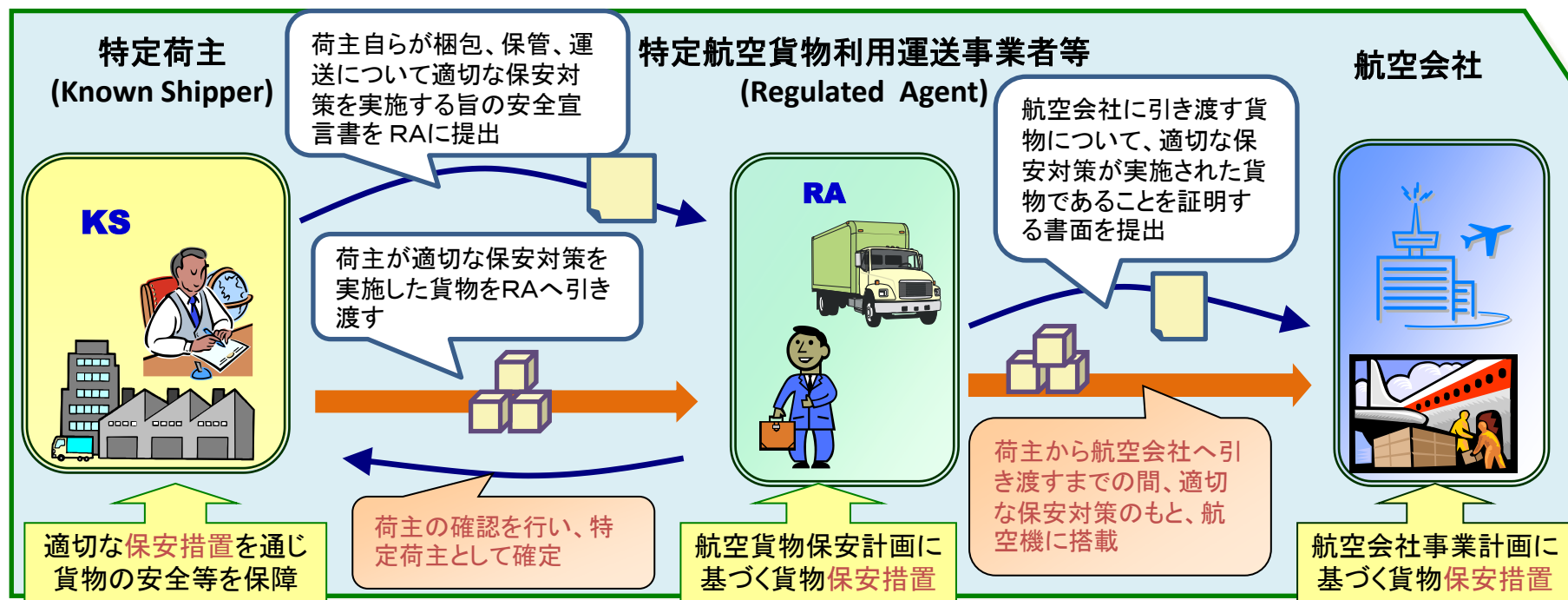
(34) Known Shipper / Regulated Agent 制度について(概要)

航空機に搭載する航空貨物について、セキュリティレベルを維持し物流の円滑化を図るため、航空貨物について荷主から航空機搭載までの過程を一貫して保護することを定めたICAOの国際標準に基づき、我が国の航空貨物の保安対策制度として『Known Shipper / Regulated Agent(特定荷主/特定航空貨物利用運送事業者等) 制度』を制定

○国が適切な保安措置を実施するフォワーダーを「特定航空貨物利用運送事業者等」として認定

○平成17年10月1日から運用開始

○認定事業者数 157社(平成24年10月1日現在)



【国土交通省】

- ・フォワーダーの航空貨物保安計画を審査しRAに認定
- ・RA、航空会社に対し保安対策の実施状況に係る監査を実施
- ・KSに対し、制度の周知、協力を依頼
- ・特定荷主以外の貨物は、RA、航空会社において全て爆発物検査を実施し航空機に搭載

(35) 新たな Known Shipper／Regulated Agent制度

- ・米国は諸外国に対し、9.11法に基づき米国向けの旅客便に搭載する航空貨物について、平成24年12月3日より100%スクリーニングを実施することを義務化
- ・米国と同等の保安対策が実施されていることの認証を受けた国においては、当該国の制度に基づく輸送が可能
- ・我が国においては、現行のKS／RA制度の強化策を実施することにより米国と同等の保安対策であるとの認証を受け、現在の円滑な物流を維持

【主な改正事項】

◆特定荷主(KS)

- ・国が特定荷主が遵守すべき保安対策を具体的に示すガイドラインを策定し、特定荷主に対し遵守を義務化
- ・安全宣言書に替わり、荷主がガイドラインに基づく保安対策を実施する旨の合意書をRAと荷主の間で締結
- ・特定荷主におけるガイドラインの実施状況について、国による調査への協力を義務化

◆特定航空貨物利用運送事業者等(RA)

- ・航空貨物取扱施設における職員に対する保安検査を義務化
- ・自主監査結果を航空局に報告することを義務化
- ・特定荷主の管理・確定について航空局に報告することを義務化

◆航空会社

- ・航空貨物取扱施設における職員に対する保安検査を義務化
- ・自主監査結果を航空局に報告することを義務化

(36) 鉄道・船舶・航空におけるCO₂排出量削減に向けた取組

- ・ 鉄道・船舶・航空の輸送モードごとにCO₂排出量削減のための対策を実施。

鉄道のエネルギー消費効率の向上

- ハイブリッド方式の入換機関車等の導入を促進



船舶のエネルギー消費効率の向上

- 省エネ・低炭素船普及促進を図るとともに省エネ運航の普及・促進等ハード・ソフト一体となった取組を推進

<海上交通低炭素化促進事業>

- 船舶の省エネ化に資する改造等に対する補助（補助対象設備）
 - ・ 運航効率や推進効率を向上させる主機換装やプロペラ機器等



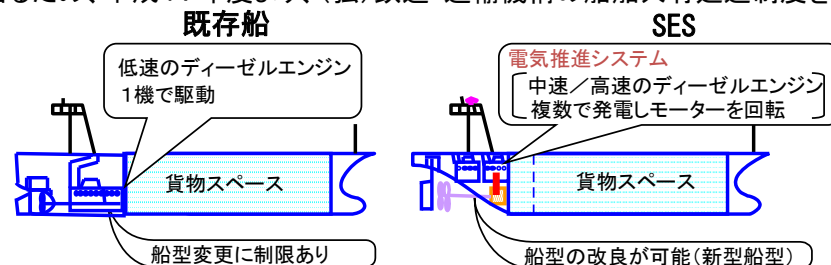
低燃費ディーゼル機関



プロペラボス取付翼

<スーパーエコシップの普及促進>

- スーパーエコシップ(SES)は、電気推進システムを採用し、二酸化炭素や窒素酸化物の削減 及び燃費の削減に資する優れた環境性能と経済性を有する次世代内航船舶。
- SESの普及促進を図るため、平成17年度より、(独)鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度を活用した支援を実施等

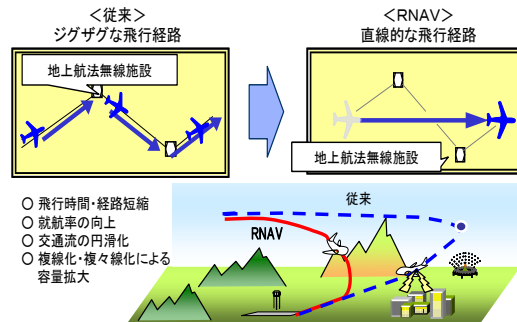


航空のエネルギー消費効率の向上

- 航空交通システムの高度化及びエコエアポートの推進

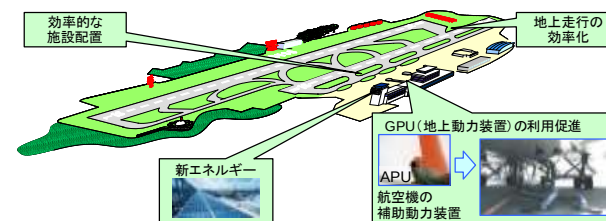
運航方式の改善による対策(例)

- ・ 効率の良い運航方式
広域航法(RNAV)の導入
RNAV※の導入により飛行時間、経路を短縮。
- ※RNAV(アールナビ:aRea NAVigation)



空港施設の改善による対策(例)

- ・ 地上動力装置(GPU)の利用促進
空港駐機中の航空機が必要とする動力源を、航空機自らの補助動力装置(APU)から地上動力設備(GPU)に切り替えることにより、航空機からのCO₂排出を抑制。

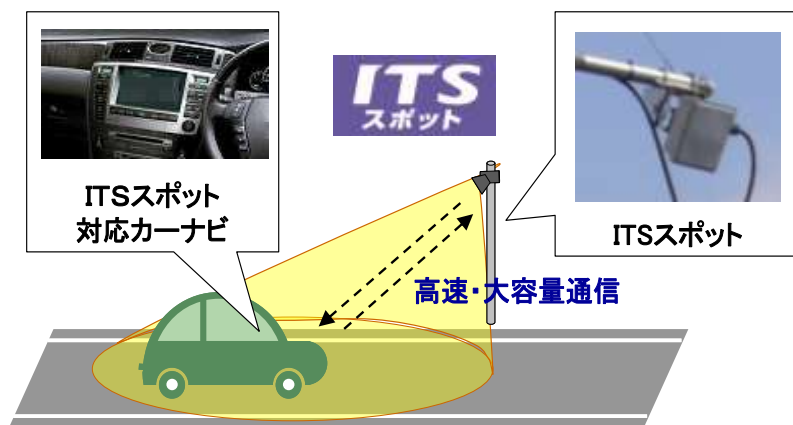


(37)ITSスポットサービスの展開

- 全国の高速道路上を中心に、ITSスポット約1,600箇所の整備が完了し、サービスを開始（平成23年）。
- 道路に設置された「ITSスポット」と自動車に搭載された「対応カーナビ」との高速・大容量通信を実現。

<ITSスポットサービスの概要>

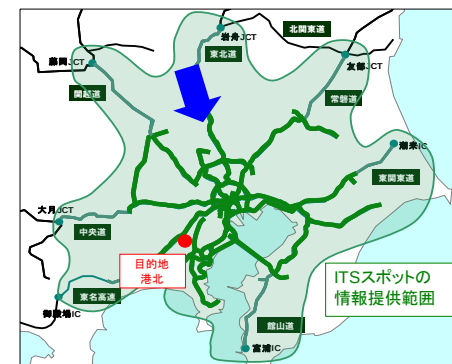
- ITSスポット対応カーナビが平成21年10月から発売。
- 平成23年、高速道路上を中心に、ITSスポット約1,600箇所の整備が完了し、サービスを開始。
- 決済、観光、物流などのサービス展開も可能。



<ITSスポットの3つの基本サービス>

○ダイナミック ルートガイダンス

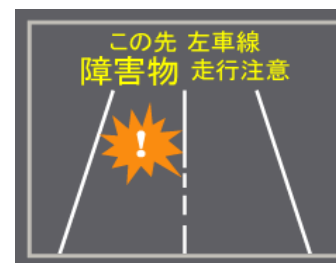
- ー広範囲の渋滞データを受信
- ーカーナビが賢くルート選択



首都圏におけるITSスポットの情報提供範囲

○安全運転支援

- ードライブ中のヒヤリをなくす事前の注意喚起
- ー画像情報も提供



安全運転支援情報の提供



画像情報の提供

○ETC

- ーETCサービスも実現

※ITS(Intelligent Transport Systems):高度道路交通システム

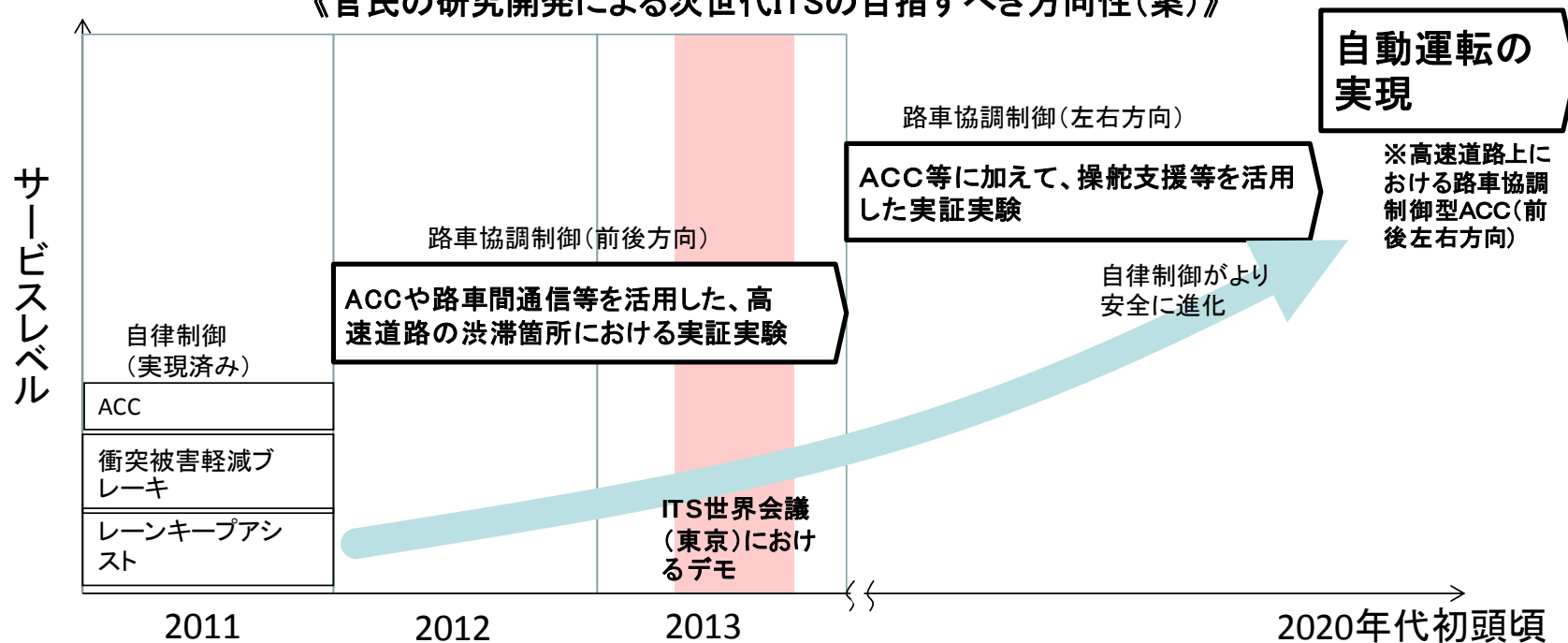
(38) オートパイロットシステムの実現に向けた検討

- インフラと自動車の協調システムの実現など従来のITS技術をさらに高度化、融合させた次世代ITSの導入が期待されている。
- このため、高速道路上の自動運転を実現するシステム(オートパイロットシステム)の実現に向けた課題の整理・検討等のため、「オートパイロットシステムに関する検討会」を設置した。

【これまでの経緯】

- 平成23年5月 次世代ITSに関する勉強会(主宰:国土交通大臣政務官)を開催
- 平成24年3月 勉強会のとりまとめ(公表)
- 平成24年6月～ オートパイロットシステムに関する検討会(主宰:国土交通大臣政務官)を開催

《官民の研究開発による次世代ITSの目指すべき方向性(案)》



(39) ゼロエミッションポート施策の推進

■ ゼロエミッションポート施策による港湾のエネルギーマネジメントシステムの構築

①港湾地域における省エネルギー化 ②再生可能エネルギーの利活用の推進 ③CO₂の吸収源拡大

ゼロエミッションポート施策のイメージ

①港湾地域における省エネルギー化

◆省エネルギー型荷役機械等



電動型トランスファー
クレーン



ハイブリッド型
ストラドルキャリア

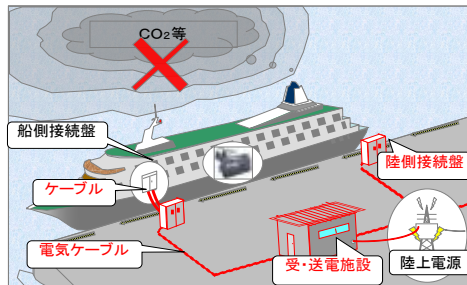


照明のLED化



省電力冷蔵
コンテナ設備

◆船舶への陸上電力供給施設



- ◆モーダルシフトの推進
- ◆ロジスティックハブの活用

②再生可能エネルギーの利活用、節電の推進

◆洋上風力発電施設



◆太陽光発電施設



◆大規模蓄電施設



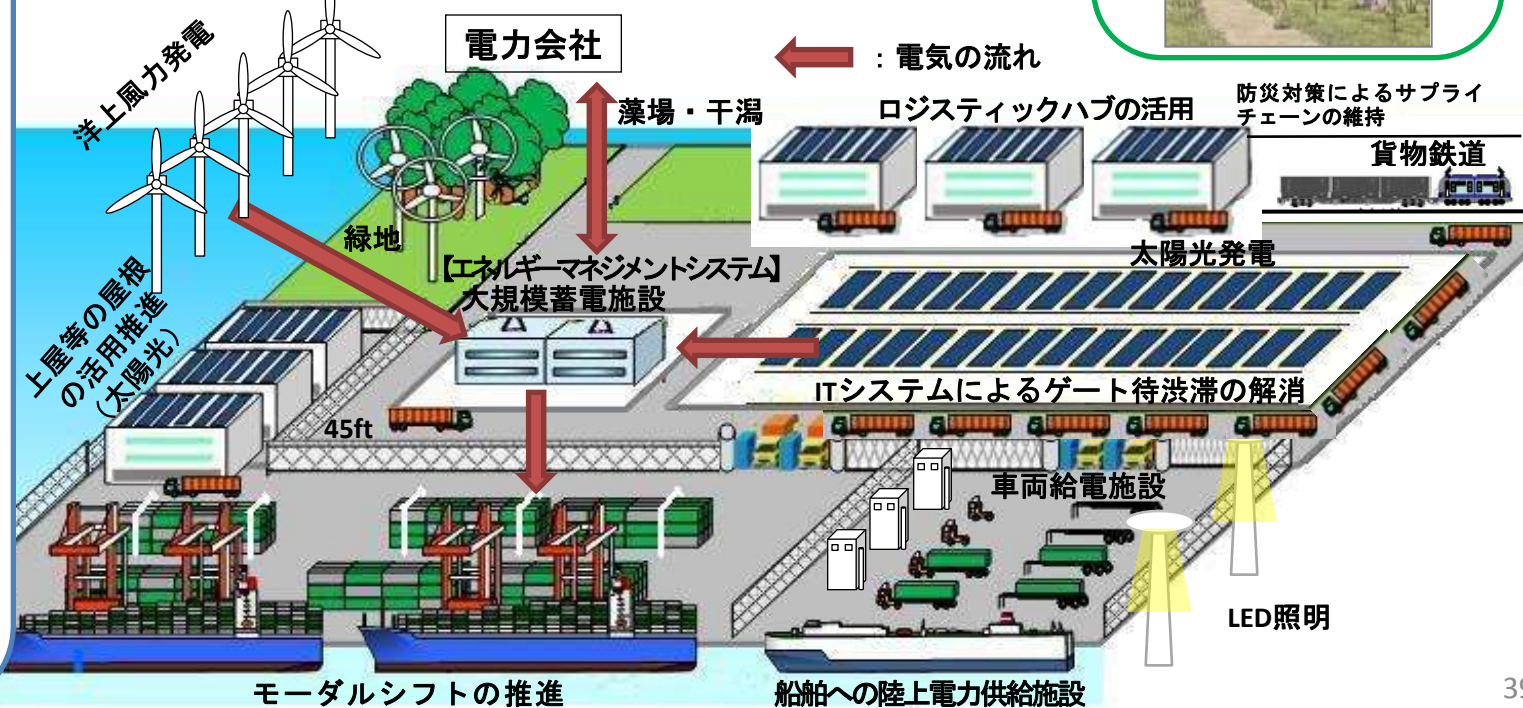
- 洋上風力発電、太陽光発電による電力を港湾活動に利用。
- 大型蓄電施設を設置し、常時の安定した電力供給やピークカットを行うとともに、非常時の港湾地域の電力供給を行う。

③CO₂の吸収源拡大

◆藻場・干潟



◆緑地



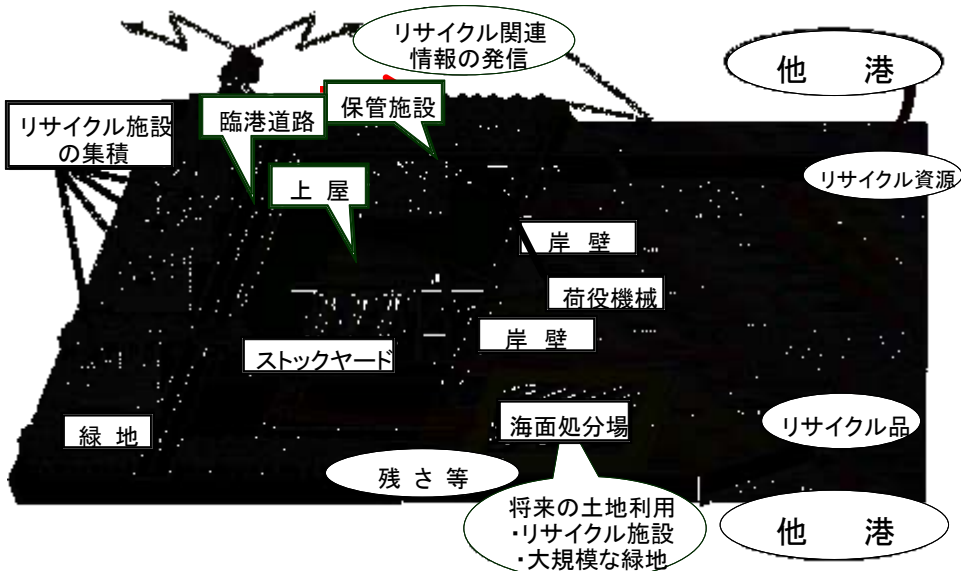
(40)リサイクルポート施策の推進

低炭素・循環型社会の構築を図るため、循環資源の広域流動の拠点となる港湾を総合物流拠点（リサイクルポート）として指定し、海上静脈物流ネットワークを形成することにより、海上輸送の利用による環境負荷の低減やリサイクル施設の立地促進による臨海部産業の活性化を図る。

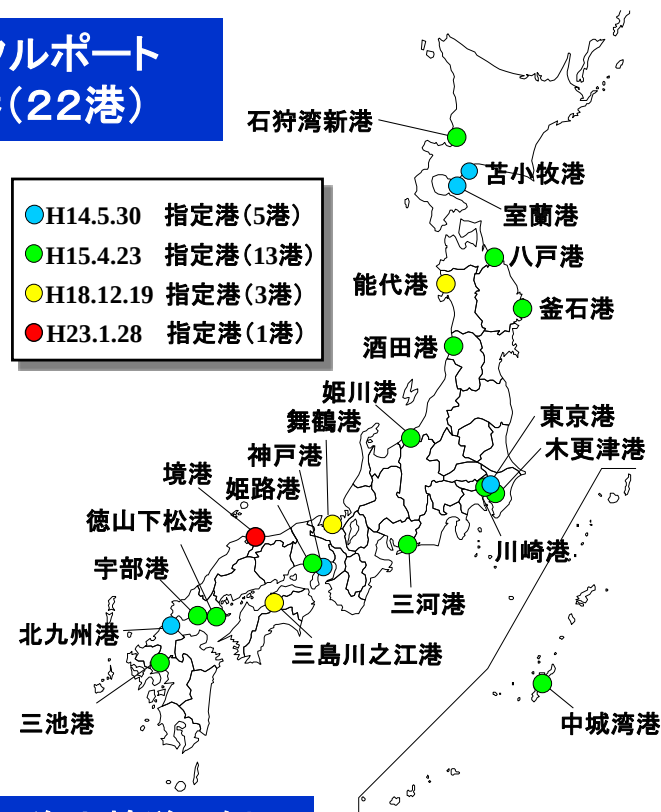
リサイクルポート施策の概要

- 岸壁等の港湾施設の確保
- 積替・保管施設等の整備に対する支援
- 循環資源の取扱いに関する運用等の改善
- 官民連携の促進(リサイクルポート推進協議会の活用など)

リサイクルポートのイメージ



リサイクルポート 指定港(22港)



循環資源の海上輸送の例

- 能代港、酒田港に立地する火力発電所で発生する石炭灰を姫川港の背後地のセメント工場群で再生利用するため、リサイクルポートを活用し、海上輸送している。
- 姫川港での循環資源の効率的な取り扱いのため、石炭灰保管施設の整備を支援している。



石炭灰保管施設 40

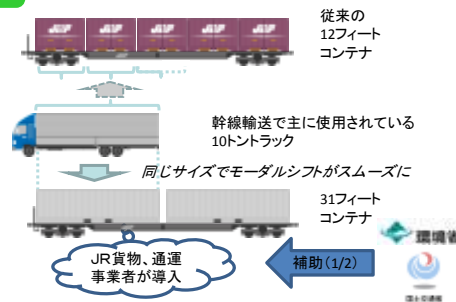
(41) モーダルシフト等の促進に向けた取組

モーダルシフト等の取組を促進するため、鉄道用大型コンテナの導入促進、エコレールマーク、エコシップマークの普及促進、荷主と物流事業者の連携促進等の取組を実施。

大型コンテナの導入促進

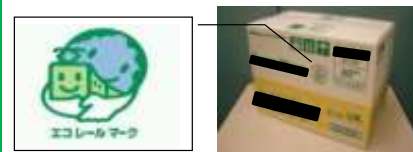
31フィートコンテナの導入促進

- JR貨物及び通運事業者が、10トントラックと同じサイズのコンテナ（31フィートコンテナ）を導入する際に、経費の一部を補助



エコレールマーク制度

地球環境に優しい**鉄道貨物輸送**を一定割合以上利用している商品や企業を認定



エコシップマーク

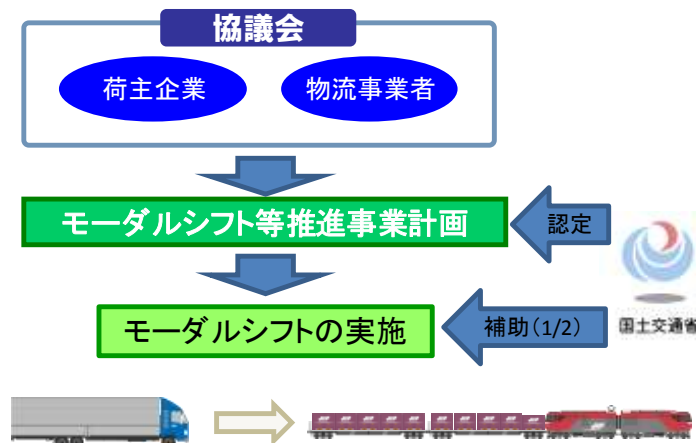
省エネ・CO2削減に効果のある**フェリー、RO-RO船、コンテナ船、自動車船**を一定程度利用するモーダルシフト貢献企業を選定



荷主と物流事業者の連携促進

モーダルシフト等推進事業

- 荷主企業と物流事業者が協力して行うモーダルシフトの取組に対し、初年度の運行経費等の一部を補助



グリーン物流パートナーシップ会議の概要

世話人：成城大学 杉山教授、主催：JILS・日本物流団体連合会・経済産業省・国土交通省、協力：日本経済団体連合会

会員 物流事業者・荷主企業・各業界団体・地方自治体・個人 等
3,200超の会員登録（2012年4月現在）

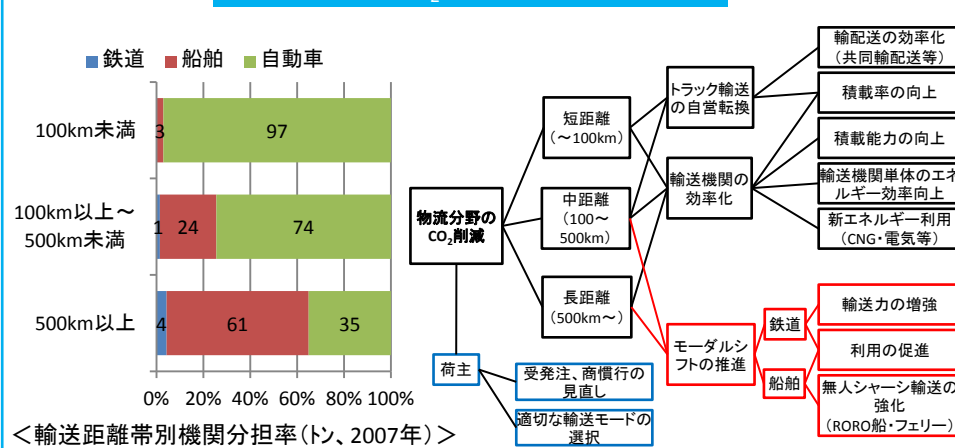
- 物流分野のCO₂排出削減に向け、**荷主企業と物流事業者が広く連携し取り組むことを推進**するため2005年4月に設立。
- 荷主企業と物流事業者がパートナーシップで実施するCO₂排出削減に関するプロジェクトに対して、CO₂排出量算定手法の策定、事例紹介や**表彰制度**等を通じて支援を実施。
- モーダルシフトの推進に向け国土交通省、経済産業省、物流事業者、荷主団体等で構成する**モーダルシフト等推進官民協議会**を設置し、課題、現状及び対策について意見交換を行い、貨物の性質、輸送機関の特性、輸送距離帯の視点から、運賃、リードタイム、輸送力等の項目ごとに荷主、物流事業者及び行政機関が実施する対応策等についてとりまとめ（2010年3月～2011年9月に会議を4回開催。2011年10月に中間取りまとめ公表）。

(42) モーダルシフト等推進官民協議会について

2010年3月モーダルシフトの推進に向け国土交通省、経済産業省、物流事業者、荷主団体等で構成するモーダルシフト等推進官民協議会を設置し、課題、現状及び対策について意見交換を行い、2011年10月にモーダルシフトの推進のために荷主、物流事業者、行政機関が実施する短期的取組と中長期的取組等を取りまとめ。

モーダルシフト等推進官民協議会中間取りまとめ概要

距離帯別CO₂削減方策の必要性



鉄道・船舶を利用する上での主な課題

項目	課題
運賃	幹線輸送が短い場合や駅・港からの集配距離が長い場合に割高
リードタイム	駅・港での積替が発生し時間がかかる
インフラ整備	駅等のインフラ整備が不十分(鉄道)、船舶や一部岸壁等の老朽化(船舶)
ロット	サイズ、重量の制限(鉄道)
輸送障害	災害や緊急時の代替輸送(鉄道)
輸送品質	荷崩れによる荷傷み(鉄道)
その他	- インセンティブ付与等の検討 - 荷主の認識不足、物流事業者のPR不足 - 第二種貨物利用運送事業の許可手続きに時間がかかる

モーダルシフト推進のための主な対策(【】:実施者)

項目	主な施策
運賃	- コンテナを企業間で往復利用する等コスト削減に関する事例の活用【荷主、物流事業者】 - 運航経費削減対策のための省エネ運航の推進【フェリー・内航海運事業者】
リードタイム	- E&S方式貨物駅の整備の推進【JR貨物】 - 納入期限等、納入条件の見直しの検討【荷主】
インフラ整備	- 鉄道貨物輸送力増強事業【JR貨物、(支援:国交省)】 31ftコンテナ取扱駅の拡充【JR貨物】 - 船舶の老朽化に対応するための老齢船舶の代替促進【フェリー・内航海運事業者】 - 複合一貫輸送ターミナルの整備【国交省】
ロット	31ftコンテナの普及促進【JR貨物、利用運送事業者、荷主、経産省、国交省】
輸送障害	災害等による鉄道輸送障害に対応するための調査【全国通運連盟】
輸送品質	荷物事故防止に向けた対策の強化【全国通運連盟、JR貨物】
支援策	- モーダルシフト等推進事業(荷主と物流事業者の連携による取組支援)【国交省】 - 海上交通低炭素化促進事業(低炭素化に資する設備導入補助)【国交省】
その他	- エコレールマーク制度の推進【鉄道貨物協会、国交省】 - エコシップマーク認定制度【エコシップモーダルシフト実行委員会】 - グリーン物流パートナーシップ優良事業者表彰及び講演等の開催【経産省、国交省】 - コンテナへ効率的に積み込むための商品及びその荷姿の標準化【荷主】 - 貨物自動車運送事業者に係る第二種貨物利用運送事業の許可手続き簡素化の検討【国交省】 - 荷主と物流事業者との情報共有(マッチング)の場の提供【荷主、物流事業者、経産省、国交省】

(43) 省エネ法(エネルギー使用の合理化に関する法律)

<省エネ目標> 中長期的にエネルギー消費原単位を年平均1%以上低減

■輸送事業者(貨物・旅客)

事業者の努力義務・判断基準の公表

特定旅客輸送事業者

- ・鉄道 : 車両数300両以上<26社>
- ・バス : 台数200台以上<95社>
- ・タクシー : 台数350台以上<37社>
- ・船舶 : 総船腹量
2万総トン以上<11社>

特定貨物輸送事業者

- ・鉄道 : 車両数300両以上<1社>
- ・トラック(営業用、自家用)
: 台数200台以上<392社>
- ・船舶 : 総船腹量2万総トン以上<35社>

・航空機 : 最大離陸重量9千トン以上(2社)

(計599社)

(2012年3月末時点)

<国土交通大臣へ提出>

○省エネ計画の作成・提出

低燃費車等の導入、エコドライブの推進、貨物積載効率の向上、
空輸送の縮減 等

○エネルギー使用量等の毎年の報告

■荷主

事業者の努力義務・判断基準の公表

特定荷主

貨物輸送量 : 3,000万トンキロ以上

食品製造業、化学工業、鉄鋼業、
卸売・小売業、一般機械製造業、等 (計867社)

(2012年6月末時点)

<経済産業大臣等へ提出>

○省エネ計画の作成・提出

モーダルシフト、自営転換、共同発注等
への取組 等

○エネルギー使用量等の毎年の報告

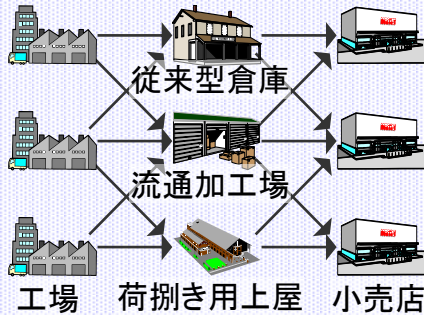
法的措置(特定輸送事業者、特定荷主)

- ・エネルギー消費原単位が改善していない場合
 - ・その勧告に従わなかった場合
 - ・正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかった場合
 - ・その命令に違反した場合
- 必要な措置をとる旨勧告
 - 企業名を公表
 - その勧告に従うように命令
 - 100万円以下の罰金

(44) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

- ・ 物流を総合的かつ効率的に実施するため、流通業務(輸送、保管、荷捌き、流通加工)の一体的実施及び輸送の合理化を行い物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対してその計画の認定、関連支援措置を定めた法律(2005年10月より法律施行)。

非効率的な物流



総合効率化計画の基本方針適合性を審査・認定

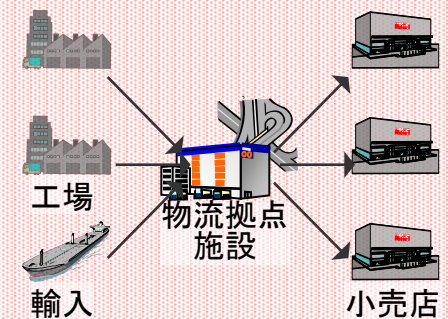
基本方針

- 輸配送・保管・流通加工を総合的に実施
- 物流拠点施設の集約化、高速道路・港湾等周辺への立地促進
- 輸送距離短縮・共同輸配送促進等
- インターネットEDIの導入等による情報処理システムの活用

総合効率化計画

- 事業の内容、実施時期、物流施設の概要等を記載
- CO2排出量の削減効果を定量的に記載

効率的で環境負荷の小さい物流



支援措置

物流事業の総合的実施の促進

- 事業許可等の一括取得
倉庫業、貨物自動車運送事業等の許可等のみなし

社会資本と連携した物流拠点施設の整備

- 営業倉庫に関する税制特例
法人税・固定資産税等の特例
- 施設の立地規制に関する配慮
市街化調整区域の開発許可に係る配慮

中小企業者等に対する支援

- 資金面等の支援
中小企業信用保険の限度額の拡充

社会資本整備の進展(物流上重要な道路網の整備、国際拠点港湾・空港の機能向上等)

効果1：物流改革の推進

- 国際競争力強化
- コストの削減

効果2：環境負荷の低減

- CO2排出量が2割程度削減

効果3：地域の活性化

- 低未利用地の活用
- 地域雇用の創出

認定件数 171件
(H24.7末現在)

(45) 都市内物流の効率化による都市の低炭素化の促進

都市の低炭素化の促進に関する法律（2012年12月4日施行）は、人口と建築物が相当程度集中する都市における低炭素化を促進していくための枠組み。本法律により、共同輸配送等を促進し、都市内における物流の効率化を図り、二酸化炭素排出量の削減や大気汚染の防止などを実現する。

概要

- 基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）
- 低炭素まちづくり計画の策定（市町村）
- 低炭素まちづくり計画に基づく事業計画等の作成（事業者等）

<低炭素まちづくり計画に記載する事項の例>

都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
- ◇民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
- ◇建築物の新築等時の駐車施設設置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり（歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等）

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、**共同輸配送の促進**
- ◇バス・鉄道・トラック等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO2の排出抑制

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
- ◇樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
- ◇民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
- ◇占用許可の特例

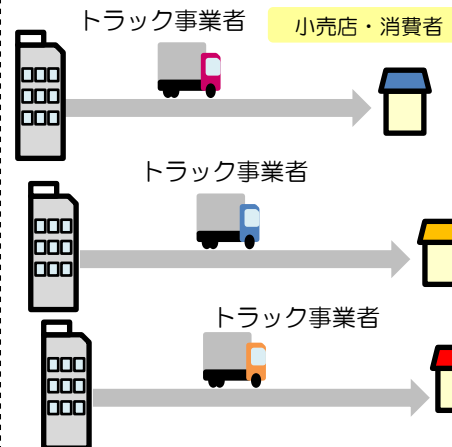
建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

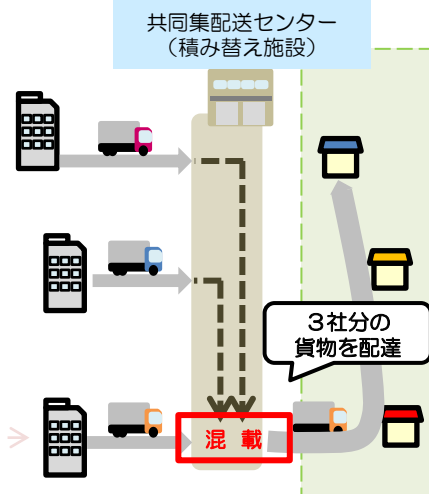
共同輸配送とは

二以上の運送事業者が、貨物の積み合わせ等を行うことにより、運送貨物を集約し、集貨・配達の共同化を行うこと

共同輸配送実施前イメージ



共同輸配送実施後イメージ



共同輸配送で期待される効果

積載率の向上やトラックの総走行距離の削減等トラック輸送の合理化を通じて、都市内の環境負荷の低減や都市内渋滞の抑制が図られる

都市の低炭素化の促進に関する法律における特例措置

共同輸配送を実施する事業者が共同で作成した事業実施に係る計画を国土交通大臣が認定することにより、貨物利用運送事業法等各事業法に基づく許認可等を一括して受けたものとみなされる。すなわち、従来、各事業者が個別で行う必要があった複数手続が1つの申請と認定に簡素化される

(46) 災害に強い物流システムの構築に向けた地域ブロックでの取組

東日本大震災での支援物資物流に係る教訓

支援物資を「輸送」することではなく、支援物資を被災者の手元に円滑かつ的確に届けることが重要
→「物流」として捉え、発地から着地まで一気通貫の流れの仕組みを構築することが必要

【平成23年度における取組】

民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する検討（関東・東海・近畿・中四国九州）

○4つの広域ブロック単位で協議会※を設置。今後の支援物資物流のあり方について、下記の内容をとりまとめた。

- 民間物資拠点のリストアップ →4つの広域ブロックで395の民間物資拠点を選定（このうち、63施設に対して非常用電源設備及び非常用通信設備の導入を支援（平成23年度補正予算額 3億8千万円））
- 官民の連携、協力体制の構築 →都府県災害対策本部や物資拠点の運営に物流事業者が参画等
- 官民の協力協定の締結・充実の推進 →都府県と物流事業者団体との間の協力協定の推進

（※）「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」（平成23年12月設置、平成24年3月とりまとめ）
構成メンバー：学識経験者、関係自治体（都府県）、トラック協会、倉庫協会、大手運送事業者、国土交通省 等

【平成24年度における取組】

民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する検討（北海道・東北・北信越・沖縄）

- 東北ブロックにおいては、協議会を設置し、民間物資拠点のリストアップのための検討のほか、国・地方自治体及び民間事業者の連携方策、オペレーションにおける民間事業者との協力体制等について検討を実施
- 他のブロックにおいても、民間物資拠点のリストアップのための検討等を実施。

支援物資物流システムの構築に向けた検討（関東・東海・近畿・中国・四国・九州）

- 支援物資物流全体の円滑化・最適化を実現するため、国土交通省はじめ内閣府・経済産業省・農林水産省も含めた、幅広い関係者が参画した新たな枠組みのもとで協議会※を設置
- 支援物資物流における官民の連携及び協力体制の充実強化、被害想定に基づく支援物資物流の枠組み等について検討を実施。

（※）「支援物資物流システムの構築に関する地方ブロック協議会」

構成メンバー：学識経験者、関係自治体（都府県）、トラック協会、倉庫協会、大手運送事業者、国土交通省、内閣府、経済産業省、農林水産省 等

(47) 災害に強い物流システムの構築に関する協議会(平成23年度)

東日本大震災時の状況

未曾有の大災害により、支援物資物流全体に支障が発生

支障が生じた主な要因

物資拠点

物資拠点として想定していた公共施設が、被災や避難所等への転用で使用できず、民間施設を活用して対応したが、絶対的な拠点数が不足

物流ノウハウ

物流業務(在庫管理や仕分け等)に精通した者が不十分であったため全体としての効率が低下

オペレーション

広域災害時を見据えた情報収集・管理体制が明確に定められておらず、物資搬入の調整窓口が混乱する等、指揮系統が錯綜

結果、支援物資が各避難所まで円滑に届かない混乱が発生

支援物資物流における輸送や在庫管理等の業務を円滑に行うためには、これらの業務に精通した民間物流事業者のノウハウや施設を活用することが不可欠であることが顕在化

4つの広域ブロック単位(関東[首都直下型地震]、東海[東海地震]、近畿[東南海・南海地震]、中四国・九州[南海地震])で協議会を設置、今後の支援物資物流のあり方について、下記の内容についてとりまとめ【平成24年3月8日・9日】

協議会におけるとりまとめ内容

- **民間物資拠点のリストアップ**
現在指定されている公共施設等の物資拠点に加え、民間の物流施設の活用を可能とするよう民間物資拠点をあらかじめリストアップする。
- **官民の連携、協力体制の構築**
※4つの広域ブロックで395の民間物資拠点を選定
災害時には、都府県災害対策本部において支援物資物流に関する専門的な組織(緊急物資輸送チーム)を編成し、支援物資輸送に関する情報の一元的な管理を行う。
また、災害時の支援物資物流について、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、都府県の災害対策本部におけるオペレーションや物資拠点の運営に物流事業者が参画する。
さらに、災害時には、国土交通省・地方運輸局が物流事業者団体と連携し、物資拠点の被災状況等を収集するとともに、広域的・専門的な観点から民間物資拠点の選定について都府県の災害対策本部へ助言を行うなど官民の連携・協力体制を構築する。
- **官民の協力協定の締結・充実の推進**
都府県と物流事業者団体との間の協力協定について、輸送に関するもののほか、都府県の災害対策本部への物流事業者の派遣、物資の保管、物資拠点の運営等に関することを盛り込むなど、新規の締結や既存協定の内容の充実を推進する。

※ 構成メンバー: 学識経験者、関係自治体(都府県)、トラック協会、倉庫協会、大手物流事業者、国土交通省 等

(48) 橋梁等の耐震補強の推進

- これまで、阪神淡路大震災（H7）での橋梁の被害を踏まえて耐震補強対策を実施。対策後の橋梁では、東日本大震災においても、落橋などの致命的な被害を回避することができ、震災後の早期復旧活動に寄与。
- 引き続き、物資供給等の応急活動に必要な緊急輸送道路における耐震補強対策を推進。

国道45号（観測震度：震度6弱）



【耐震補強済み(鋼板の巻立補強)】
地震動により損傷なし

県道（観測震度：震度5弱）



【耐震補強未実施】
橋脚が地震動により損傷あり

(49)道路啓開のための事前計画作成の推進

<四国の事例;四国全体での道路啓開の基本的考え方(案)>

- ① 「四国版くしの歯作戦」に基づきSTEP1～3の順序で道路啓開を実施するが、特に高速道路及び自動車専用道路を優先的に位置づける。
- ② ステップ1での太平洋側への追い込みは、国道55号、国道56号ともに高知県境までとするが、太平洋沿岸部の被災状況を見ながら延伸を判断する。
- ③ ステップ2での四国山地を横断する啓開路線については、「四国版くしの歯作戦」の対象道路を補完する道路についても幅広く検討する。



四国版くしの歯作戦対象道路

- ・ 本州四国連絡道路
- ・ 四国縦貫自動車道、四国横断自動車道
今治小松自動車道
- ・ 直轄国道：R11、R32、R33、R55、R56、
R196(今治IC～今治湯ノ浦IC)
- ・ 補助国道：R193、R194、R195、R197、
R318、R320、R381、R441

■ 平成24年2月、都市型物流システム研究会(札幌市、有識者、物流事業者等で構成)が、災害時の道路寸断への対応や冬季の路上荷さばきの削減の観点から、札幌市営地下鉄さっぽろ駅～すすきの駅の間をつなぐ地下通路を物流網として活用することについて検証する社会実験を実施。【実験期間:2月13日～19日】

【実施エリア】



【実験の枠組みと項目】

- ◆ 札幌市、有識者、物流事業者等からなる「都市型物流システム研究会」を発足させ、北一条地下駐車場等に荷捌きスペースを設け、以下の実験を実施。
 - 地下物流実態調査(平常時貨物の地下街店舗等への輸送の実験、救援物資の避難場所への輸送の実験)
 - ・ 地下駐車場を発着点として地下通路を経由した配送による所要時間を計測するとともに、地上での輸送と比べた場合の課題等を把握。
 - 荷捌き実態調査
 - ・ 路上駐車状況と、駐車車両の荷さばき状況を把握。
 - ヒアリング調査

【主な実験結果】

- ◆ 移動速度は信号待ちがないために向上するものの、地上への昇降箇所が限定されるため、輸送時間が長期化する。
- ◆ 左記の黒色点線エリア内で荷さばきする小型貨物車等は午前9時台で30台弱程度。同時刻の総駐停車台数(90台)の約3分の1。

【主な課題】

- ◆ 地下駐車場や地下通路の管理・運営・利用に関わる多様な主体が連携する体制の構築。
- ◆ 地下通路の台車等の移動の支障箇所の改善。
- ◆ 多量の物資輸送に向けての輸送経路(エレベータ等)の容量拡大。

(51) 日本海側の港湾によるバックアップ体制の構築状況

- 東海・東南海・南海地震をはじめ、全国で大規模地震の切迫性が指摘されており、それに伴い巨大津波の発生も懸念されている。
- 太平洋側の港湾が被災した時のために、日本海側の港湾によるバックアップ体制の構築が重要。
- 現時点※で、災害時における港湾間の相互協力協定の締結等の実績は3協定のみであり、引き続き促進を図る必要。

※平成24年11月26日時点

【伏木富山港－名古屋港】（基本合意済み 平成23年7月）

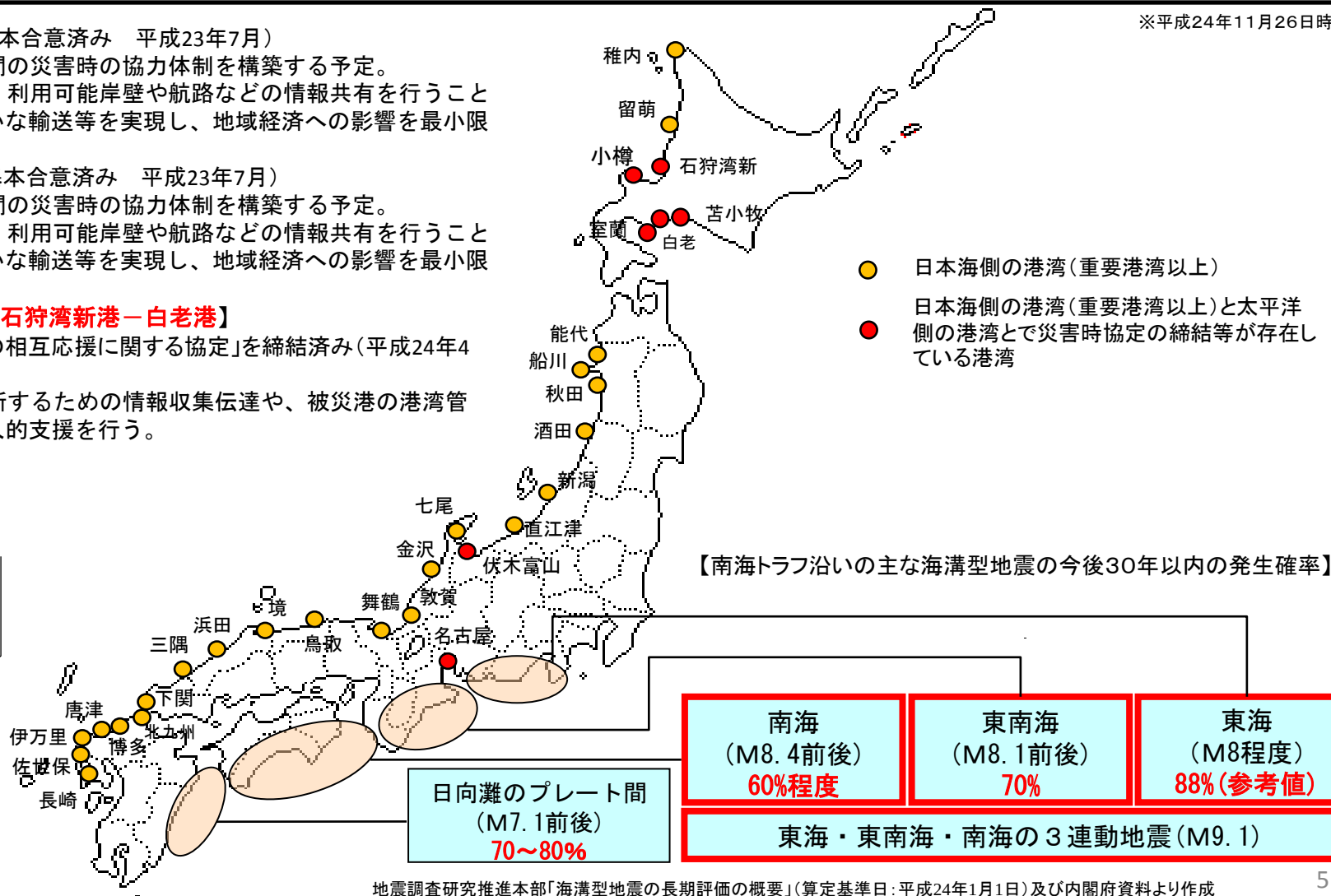
- ・東日本大震災を踏まえ、港湾間の災害時の協力体制を構築する予定。
- ・災害時の港湾施設の相互利用、利用可能岸壁や航路などの情報共有を行うことにより、緊急支援物資の速やかな輸送等を実現し、地域経済への影響を最小限に抑える。

【伏木富山港－苫小牧港】（基本合意済み 平成23年7月）

- ・東日本大震災を踏まえ、港湾間の災害時の協力体制を構築する予定。
- ・災害時の港湾施設の相互利用、利用可能岸壁や航路などの情報共有を行うことにより、緊急支援物資の速やかな輸送等を実現し、地域経済への影響を最小限に抑える。

【室蘭港－苫小牧港－小樽港－石狩湾新港－白老港】

- ・「道央圏港湾連携による災害時の相互応援に関する協定」を締結済み（平成24年4月協定締結）。
- ・船社や荷主等が代替利用を判断するための情報収集伝達や、被災港の港湾管理機能や早期復旧等に資する人的支援を行う。



(52) 日本海側港湾における機能別拠点化【参考】

背景

- ・対岸諸国の著しい経済発展：中国のGDPは日本を抜き世界第2位に。(2010年)
- ・対岸諸国の経済発展の可能性：2030年において、中国のGDPは我が国の4倍強に成長すると予測。(IMF、内閣府予測)
- ・対岸地域のポテンシャル：極東ロシア、中国東北三省は1億1千万人規模の人口。(2008年)
- ・対アジア貿易の伸展：中国(香港除く)が米国を抜き我が国最大の貿易相手国に。(2007年)
(我が国の輸出入総額に占めるシェアは中国(20.7%)が米国(12.7%)の約1.6倍を占める(2010年))

目的

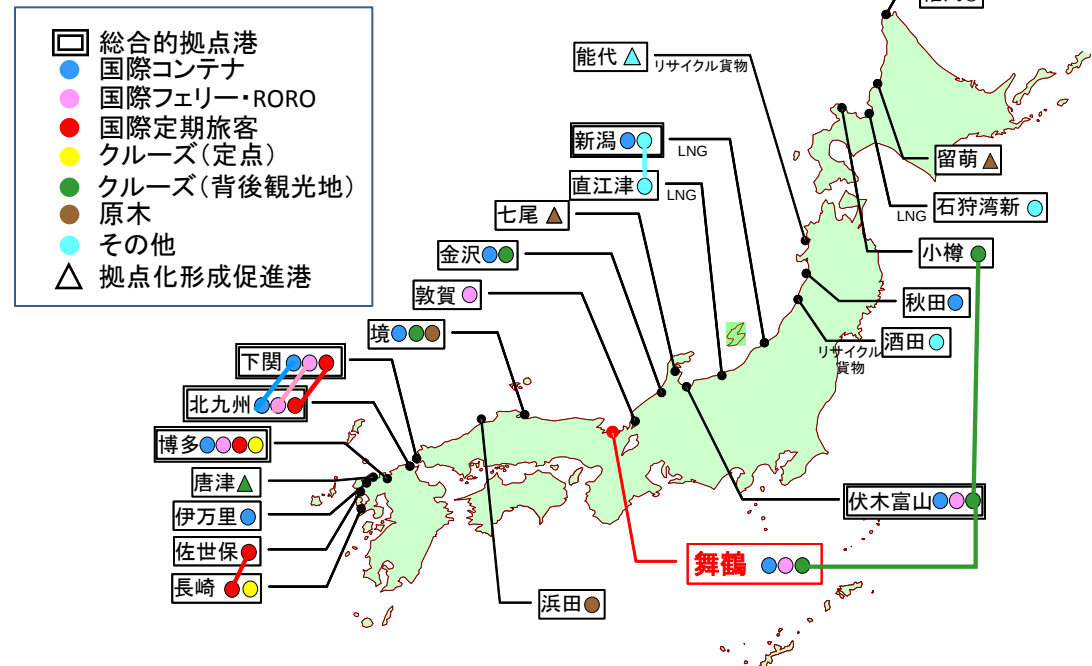
- ・経済成長著しい対岸諸国と地理的に近接する日本海側港湾において、伸ばすべき機能の選択と施策の集中及び港湾間の連携を通じて、対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り入れるとともに、**東日本大震災を踏まえた災害に強い物流ネットワークの構築にも資する**ことを目的とする。

目標

- ・2025年までに、今後の対岸諸国の経済発展や産業動向、日本海側地域における物流及び人流の動向を踏まえた「日本海側港湾のあるべき姿」(平成23年6月「日本海側拠点港の形成に関する検討委員会」により策定)を実現する。
- ・2015年までに、「日本海側港湾のあるべき姿」のうち、現状の対岸諸国の状況及び日本海側港湾の状況等に対応した姿を実現する。
また、そのために必要な政策のうち、緊急性の高いものについて、具体化を進める。

〇スケジュール

- ・平成22年11月24日 第1回委員会
- ・平成23年2月3日 第2回委員会
- ・平成23年3月3日 第3回委員会
(平成23年3月11日 東北地方太平洋沖地震発生)
- ・平成23年6月1日 第4回委員会
- ・平成23年6月3日 公募(7月29日募集締切)
- ・平成23年8月10日、11日、22日、23日
第5～8回委員会(応募者からのプレゼンテーション)
- ・平成23年9月28日 第9回委員会
- ・平成23年10月19日 第10回委員会
- ・平成23年11月11日 選定結果発表(前田国土交通大臣)
- ・平成24年9月12日 第11回委員会(フォローアップの実施)



(53)トラック輸送における安全対策の推進①

トラック運送事業者の運行管理の徹底や監査の充実、運輸安全マネジメントの推進、事故防止対策支援推進事業の活用、交通安全施設等の重点的な整備、運転者教育を始めとする交通事故防止等の安全対策を引き続き推進。

運行管理の徹底や監査の充実

事業者による運行管理

営業所ごとに車両台数に応じた運行管理者を選任

【運行管理者の主な業務】

- 運転者の勤務時間等の適正管理
- 点呼による運転者の健康状態、酒気帯びの有無等の把握等
(H23.5よりアルコール検知器を使用した点呼を義務付け)
- 運転者に対する指導監督
- 運行管理者講習の受講 等

チェック

国交省による監査

事業者に対し監査を実施、法令遵守状況の確認

違反が確認された場合

行政処分・警告処分 等

(車両停止、事業許可取消 etc...)

【参考】平成23年度 監査件数…13,676件 処分等件数…3,372件

～監査体制強化に向けた取組み～

- ・監査要員の増員
- ・行政処分基準の強化
- ・警察、厚労省、関係団体との連携

運輸安全マネジメントの推進

PDCAいずれのプロセスも経営トップが主体的に関与し、リーダーシップを発揮することが重要！！

P

安全管理体制の構築
(安全方針の策定・安全目標の設定等)

例：事故防止対策の年間計画策定

D

安全管理体制の実施
(目標達成のための施策の実施)

例：計画どおり事故防止対策を実施

A

安全管理体制の見直し・改善

例：内部監査の結果を踏まえ、事故防止対策の見直し実施
→次年度の事故防止対策の計画に反映

C

安全管理体制に係る内部監査

例：事故防止対策の実施状況を内部監査等で自社チェック

※大規模事業者(トラック300両以上保有)に対しては、安全管理規程の作成及び安全統括管理官の選任を義務付けている。

安全マネジメント評価の実施
(国・第三者機関 など)

事故防止対策支援推進事業の活用（平成25年度予算概算要求額：1,100百万円）

（運転者負担軽減等に資する運行管理システム等の導入に対する支援の目的等）

1. **先進安全自動車(ASV)導入に対する支援**・・・**ドライバーの安全運転を支援**する先進安全自動車(ASV)の開発・実用化・普及促進を図り、**交通事故削減を目的として、実用化されたASV装置の普及を図るため。**（大型貨物自動車については、平成24年3月に技術基準を策定し、平成26年11月から順次義務付けを行うこととしている。）
2. **デジタル運行記録計等の導入に対する支援**・・・**データを活用して運行管理者が運転者への安全指導を行うこと等により、安全性の向上が図られることから、その普及促進を図るため。**

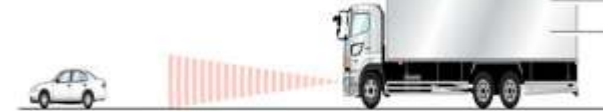
1. 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

【継続事業】

衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき警報、横滑り防止装置等のASV装置の導入に対し支援

（例）衝突被害軽減ブレーキの活用

- 先行車両に近づく場合



ミリ波レーダーがつかねに前方の状況を検知。



ドライバーが前方の車両に気づかない場合は、音によりドライバーにブレーキ操作を行うように促す。



追突する若しくは追突の可能性が高いとコンピュータが判断すると、ブレーキを作動。

2. デジタル式運行記録計等の導入に対する支援

【継続事業】

デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダーの導入に対し支援



3. 社内安全教育の実施に対する支援

【継続事業】

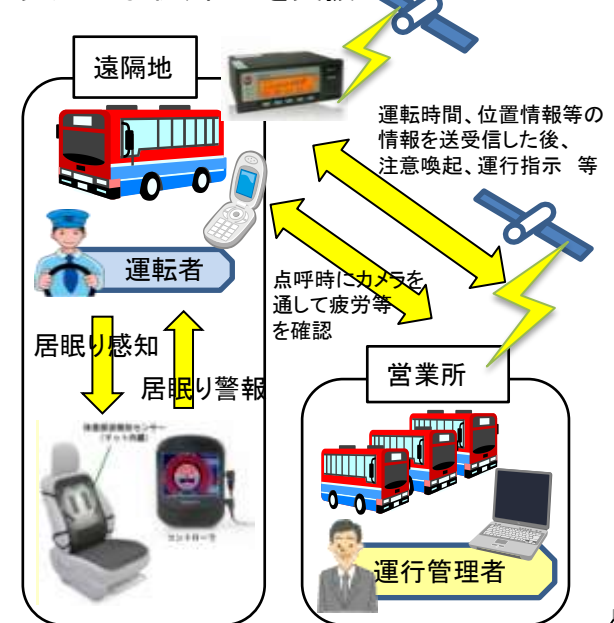
外部の専門家等の活用による事故防止のためのコンサルティングの実施に対し支援



4. 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

【H25年度新規事業】

過労運転防止等のため、営業所を離れた遠隔地でのリアルタイムの運行管理等を行う機器を導入する等、貸切バス事業者等の先進的な取り組みを支援



東南アジア周辺海域の海賊対策

背景

○海上交通の要衝であるマラッカ・シンガポール海峡を含む東南アジア海域において、海賊事件（海賊及び海上武装強盗事件）が頻発、日本関係船舶にも被害発生

- ・アロンドラ・レインボー号ハイジャック事件（平成11年10月）
- ・韋駄天号乗組員略取事件（平成17年3月）

海賊対策の概要

○海上保安機関の法執行能力向上のための
人育成支援

- ・法執行分野の専門家派遣、沿岸国の海上保安機関職員を招聘しての研修実施

○東南アジア海域への巡視船派遣

- ・寄港国との海賊対策連携訓練の実施
- ・海賊事案が発生した場合の巡視船の派遣

○海賊事件に係る情報収集体制の構築

- ・アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP協定）
情報共有センターへの海上保安庁職員の派遣



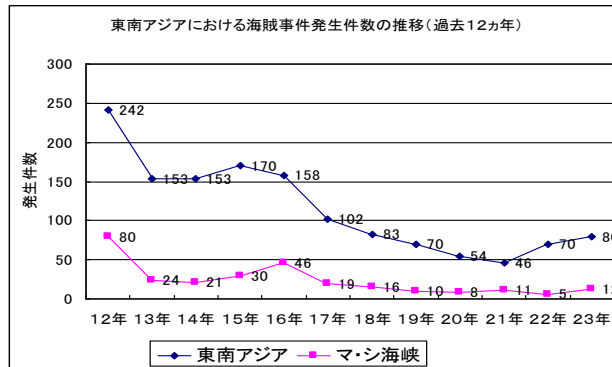
韋駄天号



海賊対策連携訓練

○海賊事件発生件数は減少

平成12年のピーク時に比べると3分の1以下に減少しているものの、根絶しておらず、当該地域に対して引き続き支援を実施していく必要がある。



武装警備員の乗船の検討

- ・海賊事案発生海域が自衛隊の活動範囲を越えて、インド洋、アラビア海にまで拡大
- ・主要海運国は、海賊からの襲撃に備えるために民間武装警備員を乗船させつつある
- ・日本船主協会等から、日本籍船への武装警備員の乗船について要望

ソマリア沖の海賊対策

背景

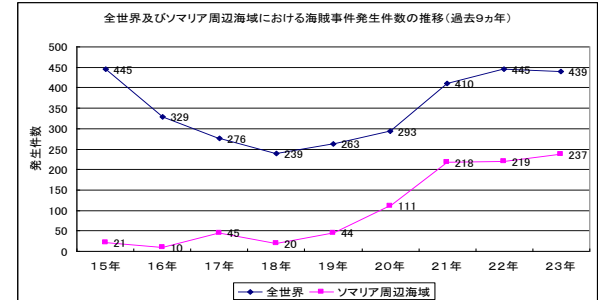
○昨今ソマリア沖・アデン湾において、重武装し、身代金目的で船舶をハイジャックする海賊事件が急増、日本関係船舶にも被害発生

- ・高山号事件（日本籍船への被害：平成20年4月）
- ・グアナバラ号事件（日本関係船舶への被害：平成23年3月）

高山号事件



グアナバラ号事件



○事件の概要

海上保安官により海賊4名を逮捕、本邦へ当庁航空機により護送し、3月13日、東京地検へ身柄付送致した。その後、東京地検が海賊4人を起訴し、現在、公判前整理手続き中。

海賊対策の概要

○護衛艦への海上保安官同乗

- ・海賊対処のため派遣された護衛艦に、海賊行為があった場合の司法警察活動を行うため、8名の海上保安官が同乗

○海上保安機関の能力向上支援

- ・IMOが主導する地域連携協力の枠組み作りのプロジェクトへの海上保安庁職員の派遣
- ・ジブチ等の海上保安機関職員を招へいしての研修実施
- ・外務省及びJICAによるソマリア周辺沿岸国に対する巡視艇供与を含む海上保安能力向上計画に対し、技術的助言、協力準備調査への職員の参加等により協力

○国際的な連携協力

- ・平成24年1月、インドにおいて、インド沿岸警備隊との長官級会合を実施し、連携強化に合意するとともに、巡視船を派遣して連携訓練を実施

武装警備員の
乗船を検討中

(56)船員の確保・育成①

・安定的な海上輸送を確保するため、若年の優秀な船員を確保・育成する施策を推進

1. 船員計画雇用促進等事業

◇ 海上運送法の一部改正(2008年)

○日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針(国土交通大臣)

・5年後、10年後にこれらの船員不足が生ずることのないよう内航船員の育成及び確保を図ることを目標とする。

○日本船舶・船員確保計画の作成(内航海運事業者)

○日本船舶・船員確保計画の認定(国土交通大臣)

〔主な認定要件〕

・船員としての経験がない者、船員教育機関を卒業した者以外の者等について、採用及び訓練を行う計画であること。

・訓練については、採用する者に応じて、資格取得のための訓練その他の必要な訓練を計画的に実施するものであること。

◇ 船員計画雇用促進等事業

海上運送法に基づき、日本船舶・船員確保計画の認定を受けた内航海運事業者が、その計画に従って、船員を計画的に雇用し、訓練する取組を支援。

内航海運事業者

支援内容: 次のいずれかの助成金を支給

新規船員資格取得促進助成金

新人船員に必要な資格(海技士や危険物取扱など)の取得費用の1/2を助成。

上限 15万円/1人

船員計画雇用促進助成金

新人船員を試行雇用(最大6ヶ月)した場合に助成。

船員教育機関卒業生 4万円×6月=24万円/1人
その他 6万円×6月=36万円/1人

新人船員1人当たりの助成額: 最大36万円

グループ化などを実施した 内航海運事業者 ※1 への支援の重点化

(2012年度予算から実施)
零細な一杯船主がグループ化などを実施することにより、船員の計画的な確保・育成が可能

両方の助成金を支給 ※2

新人船員1人当たりの助成額:
最大51万円

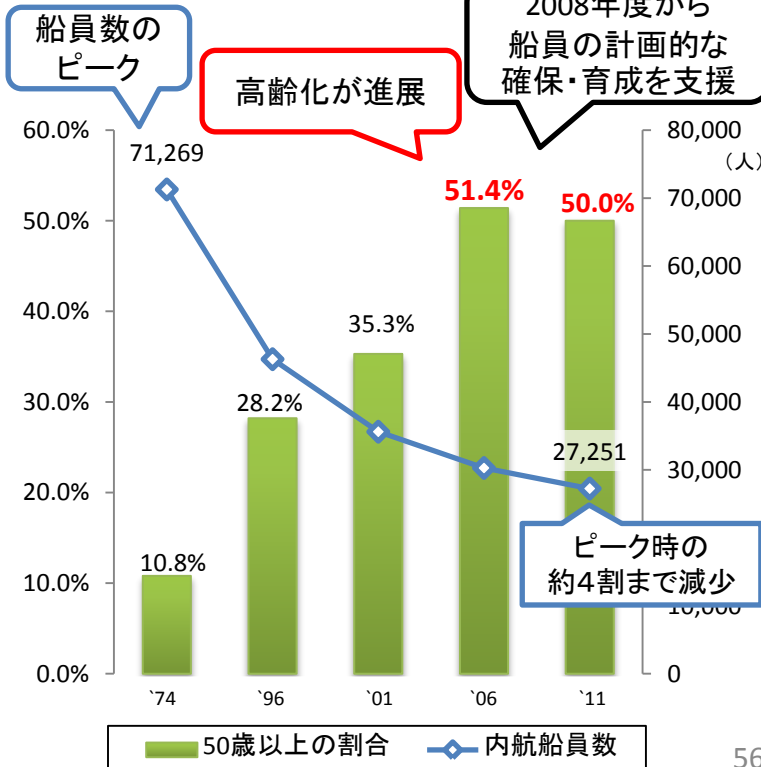
※1 : 管理船舶3隻以上又は雇用船員20人以上の内航海運事業者が対象

※2 : 次の場合に限り、両方の助成金を支給する。

新規資格取得促進助成金は、6級海技士(航海)の資格取得費用に限る。

船員計画雇用促進助成金の対象者は、船員教育機関卒業生以外の者に限る。

内航船員の現状 (2011年10月現在)



2. 若年内航船員確保推進事業

若年内航船員確保の課題

- 安定的な国内海上輸送の確保を図るためには、若年の優秀な船員の確保・育成が必要だが、船員教育機関だけでは解消しない。
- このため、高齢化の進展による船員不足を解消するためには、当面は船員教育機関以外にも目を向ける必要があるが、内航船員となるための情報・知識・理解等が不足しているため、内航船員を志向する若者が少ない。



これらの課題を解決するため、内航海運事業者や教育機関等の関係者等と連携し、内航船員を志向する若者を増加させる取組を行い、内航船員の確保推進を図る。

<課題（就職段階）>

<具体的な取り組み例（就職段階）>

◆ 生徒等の内航船員に対する理解・情報不足



実際の職場の雰囲気や業務内容を直接体験させる就業体験

◆ 教師や生徒等の内航業界や内航船員に対する知識不足



内航船員の職業キャリアパスの説明や職業紹介などの内航船員になるための就業支援

◆ 保護者の内航船員に対する理解不足



保護者に向けた海事産業セミナーの開催

（参考）水産高校等の生徒の進路状況等

◆ 全国水産高校等の進路指導担当者にアンケートを実施したところ、水産高校等の生徒の中には内航船員に関心を有する者がいるとの回答。

◆ しかしながら、全国水産高校等の生徒の進路状況をみると、大半が陸上会社への就職や進学を選択し、中には進路未定者も存在。

※ 2011年 約3,000人／約3,100人（陸上就職・進学（進路未定者含む）／全卒業生）

◆ この原因について、アンケート調査の結果を分析すると、①進路指導担当者における有益な進路相談を行うための内航業界や内航船員に関する知識不足、②満足な求人情報が来ない等、内航業界との連携不足、③生徒やその保護者における内航船員という職業に対する理解不足等により、水産高校等の生徒が職業の選択肢として内航船員を志向するにあたっての課題がある。

「生徒の就職志望が、商船系に向かわない阻害要因はなにか」



水産高校進路指導担当者へのアンケートより

個別追加資料

産業構造審議会流通部会とりまとめ(平成24年7月)について

- 東日本大震災での物資供給の混乱、少子高齢化・人口減少等の構造変化、消費の成熟化に伴う消費行動の変化(安心・安全等の対応)等の中で流通事業者求められる役割は大きく変化。
- 今後、流通が対応すべき以下の論点について検討。
 - ①災害時の流通業のあり方・支援物資の円滑な流通
 - ②国内での流通の高度化、地域社会で果たす役割
 - ③海外に展開する流通業の課題と意義

東日本大震災

- ・ 復興に際して流通業が貢献
- ・ 支援物資の流通には大きな課題

少子高齢化・人口減少

- ・ 人口減少に伴う市場の頭打ち
- ・ 少子高齢化などに伴う、「買い物弱者」などの新たな課題
- ・ 消費者の安心安全への要望の高まり

流通業の構造変化

- ・ 業界の枠を超えて進展する水平統合
- ・ PBなどの垂直連携の動き
- ・ 流通のグローバル化

＜災害時の備え＞

災害に強く、円滑な供給を確保できる流通の在り方

＜国内流通の高度化・地域社会での役割＞

強くしなやかで、豊かさと安心をもたらす流通業の在り方

＜海外に展開する流通業の課題と意義＞

海外需要を取り込み、我が国の魅力売り込む流通の在り方

○ 流通業の早期回復と支援物資の円滑な流通の取組

- ・ 流通事業者のBCP策定の促進
- ・ 自治体と民間事業者の災害時の連携の促進(支援物資流通の民間物流事業者の能力活用 等)
- ・ 支援物資の在庫状況を平時から把握する「デジタル・インフラ」
- ・ 家庭内備蓄の支援

○ サプライチェーンの垂直連携

- ・ 業界の枠を超えた「製・配・販連携協議会」
- ・ 流通BMSの普及促進
- ・ 在庫・販売情報の収集・共有を進める「デジタル・インフラ」の整備

○ 地域と流通の関わり

- ・ 流通事業者の地域活動への参加促進

○ 製品・取引の安心・安全の促進

○ 流通業の海外展開の支援

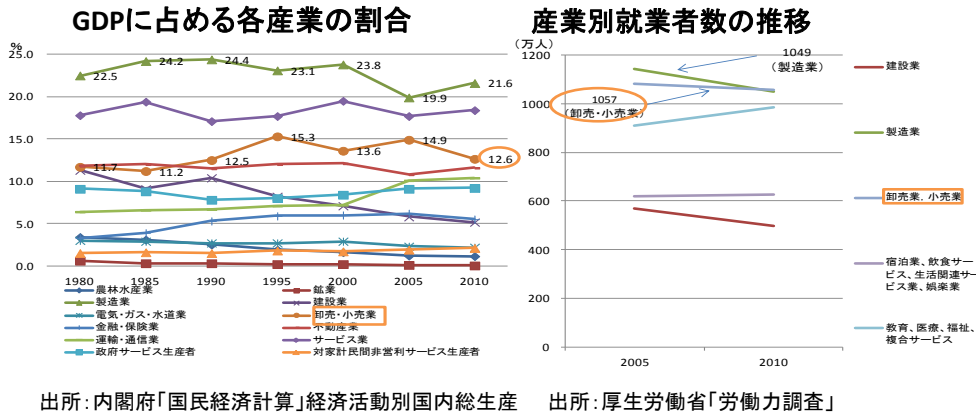
- ・ 流通業の進出先であるアジア各国との「流通政策対話」の実施
- ・ 日本流の流通人材育成を支援する「人材育成支援」
- ・ JETRO、大使館等との連携強化

(o) 流通業の現状と取り巻く環境の変化

- 人口構造変化、消費者の嗜好の変化により流通業を取り巻く環境は年々変化している。
- 東日本大震災は、流通事業者にも多くの被害を与えとともに、支援物資の流通にも大きな課題を残した。

流通業の位置づけ: 業種別では最大の雇用数

流通業のGDPに占める割合は2010年調査時点で製造業、サービス業に次ぐ大きさ。雇用者数は業種別で最大。

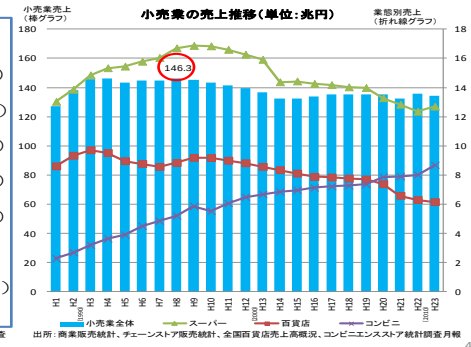


小売業全体の売上高は横ばい

小売業全体としては、平成8年をピークに横ばい傾向。
業態別には、百貨店、スーパーの売上げが減少傾向の一方、コンビニやドラッグストア、通信販売の売上げが増加。

業態別の売上高の推移

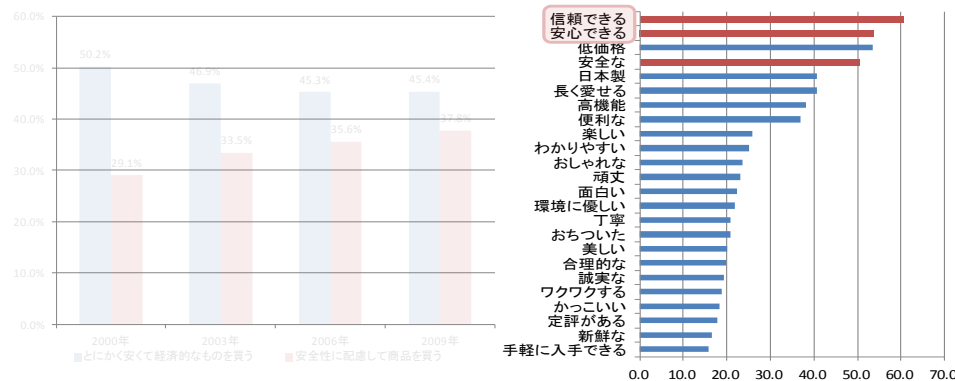
	【平成13年】	【平成23年】
百貨店	8.6兆円	6.2兆円(↓)
総合スーパー	15.9兆円	12.7兆円(↓)
コンビニ	6.7兆円	8.7兆円(↑)
ドラッグストア	2.7兆円	5.6兆円(↑)
通信販売	2.5兆円	4.7兆円(↑)
ホームセンター	3.8兆円	3.9兆円(↑)
小売業全体	136.8兆円	134.0兆円(↓)



変化する消費者の要望(安心・信頼を重視)

消費者の商品選択基準

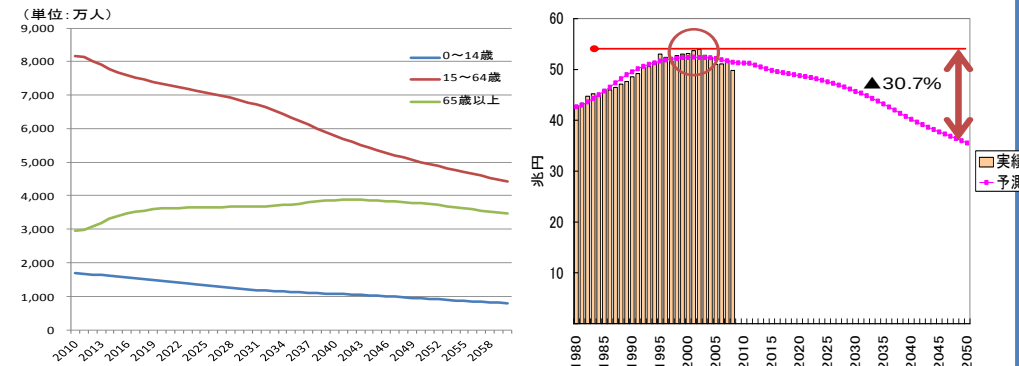
商品やサービス選択時の「こだわり」のポイント



人口減少の中で、家庭の消費は減少の見込み

日本の年齢層別の人口推計

2050年までの家計食料消費の推計



(1-1) 災害に強く、円滑な供給を確保できる流通の在り方

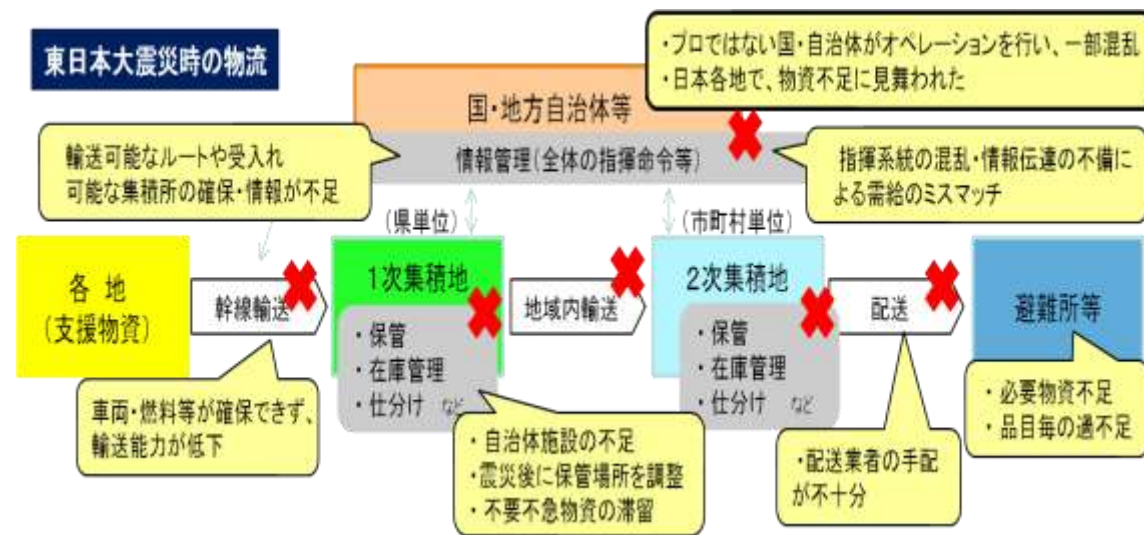
- 東日本大震災では、被災地に立地していた多くの小売店も被災。
- 流通事業者の中には、仮設店舗の設営などにより被災地での生活再建に貢献するものも一部にあった。
- 一方で、支援物資の輸送に関しては、必要物資の所在地の確認や避難所までの物流に大きな課題を残した。

<震災経験を踏まえた商業流通に関連する課題>

- ①情報の取得・共有
(在庫所在情報、安否確認等に必要な通信手段)
- ②燃料の安定調達
- ③緊急車両通行許可証の円滑な発給
- ④被災を免れた物流センターの共同活用等
- ⑤仮設店舗設営に関する連携
(用地確保や電力復旧等)
- ⑥関連規制の柔軟な運用
(移動販売車に関する衛生規制)

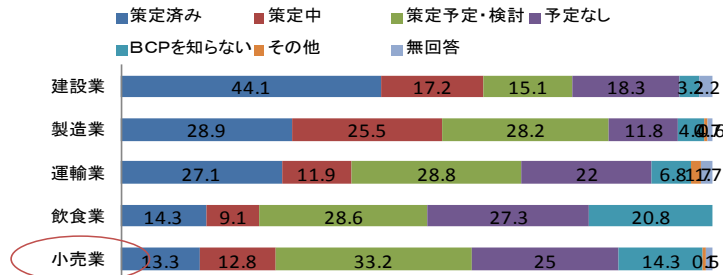
(出所)ヒアリング等を元に経済産業省作成

<緊急支援物資の提供における主な問題点>



(出所)オブザーバー(国土交通省)資料より抜粋

流通業はBCP作成率が低い



(出所) 内閣府「企業の事業継続の取組に関する実態調査」(平成24年3月)

①流通業のBCPの策定及び見直し

- ・ 流通業のBCPの策定
- ・ シミュレーション等を踏まえた見直し
- ・ サプライチェーン効率化とのバランスの検討

「物資調達・人的支援の多くが、相互応援協定先への連絡から始められており、災害対応においては相互応援協定の締結が重要であることが明らかになった。なかでも、物資提供に関する協定(食料品、飲料医薬品、生活用品、葬祭用品)及び物資の輸送に関する協定は不可欠なものであった。」

(出所) 「東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－」(概要版)から抜粋

②自治体と民間事業者の災害時の連携の促進

- ・ 災害時の支援物資の流通でも、民間事業者の配送設備、人材、ノウハウなどは非常に有効であった。
- ・ 阪神大震災を契機として結ばれた「災害支援協定」は、今回の震災で一定の効果
- ・ 自主的な災害支援協定の締結、改訂時の行動内容の具体化などを期待

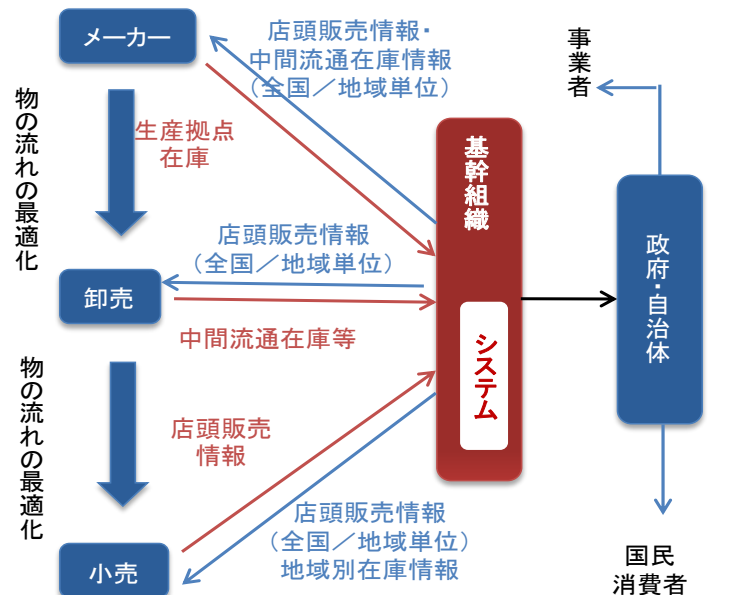


- ・ 専門設備(倉庫、パレット)が無い
- ・ 専門職員・部署 (商品知識、物流ノウハウ)が無い

③ 支援物資在庫情報の常時把握:「デジタル・インフラ」の構築

- 災害時に商品の生産在庫・中間流通在庫・販売情報が的確に把握できないことにより、被災地のみならず全国的に商品不足が発生するのではないかな等の社会不安が増大する恐れ。
- また、支援物資に係る生産在庫・中間流通在庫等の把握できないことにより、支援物資の調達や被災地への輸送にも大きな課題。

製・配・販の事業者が連携した支援物資等の在庫情報の登録システム



(出所) 経済産業省作成

- ・ 製造事業者、卸事業者、小売り事業者が、平時から在庫情報を登録するシステムの構築。
- ・ 有事に円滑に稼働させるために、平時から在庫情報の収集を実施。

デジタル・インフラ

「住宅の耐震補強、家具の固定等の被害軽減策の実施、非常持ち出し品の用意、最低限3日分の食料や水の備蓄、……(中略)……等の適切な行動の実施等の個人や家庭における「自助」……(中略)……により防災対策を推進すべきである」

(出所) 中央防災会議「首都直下地震対策大綱」(平成22年修正)

④ 家庭内備蓄の支援

- ・ 震災後外部からの支援物資が到着するまでに一定の時間が必要。一般消費者も家庭内で必要物資の一定量の備蓄の必要性が指摘されている。
- ・ 流通業からも、備蓄すべき品目や消費期限などの情報提供が望まれる。

(2-1) 強くしなやかで、豊かさと安心をもたらす流通業の在り方 ～業態を超えた垂直連携によるサプライチェーンの効率化～

- 製・配・販が有する販売動向や在庫量等の情報の適切な共有を行うことで、一社単独では困難な、サプライチェーン全体での無理・無駄を低減することが可能。

サプライチェーン全体の強靱化の効果

製造から販売までの事業を総合的に掌握した上、ITシステムを活用することにより、店頭における情報を製造計画に迅速に反映できることから、需要の変化に柔軟に対応することが可能。

販売データ・在庫データ・需要予測データ等の
シェアリング（垂直同期化）



①企業・業態の枠を超え取り組む「製・配・販協議会」

- ・ 製・配・販43社が参加しサプライチェーン全体の効率化を行うための、「製・配・販連携協議会」が昨年5月発足。
- ・ 返品削減のための商習慣見直しに向けた分析、配送効率化のための積載率向上などのための分析を実施。

②製・配・販の情報交換を円滑化する「流通BMS」

- ・ 現在の発注などの取引情報の通信手段は、80年代の技術をもとに各社独自に構築。
- ・ これをインターネットを用いて受発注メッセージを効率的に伝送する「流通BMS」を更に普及。

③デジタルインフラの整備(再掲)

- ・ 災害時の在庫情報確認システムである「デジタルインフラ」に蓄積された在庫や販売情報を活用し、平常時のサプライチェーン効率化に利用。
- ・ メーカーは、卸・小売り等の在庫情報や販売情報を把握できることで、過剰生産の回避などに効果が期待される。

(2-2) 強くしなやかで、豊かさと安心をもたらす流通業の在り方 ～地域社会における流通業①～

○ 地域住民の高齢化、地場産業の活性化、安全・安心な社会への要望の高まりといった社会的背景の変化により、流通業は、従来の雇用の場や商品提供の場に加え、様々な役割を果たすことが期待されている。

社会の変化と流通業が地域社会で期待される役割

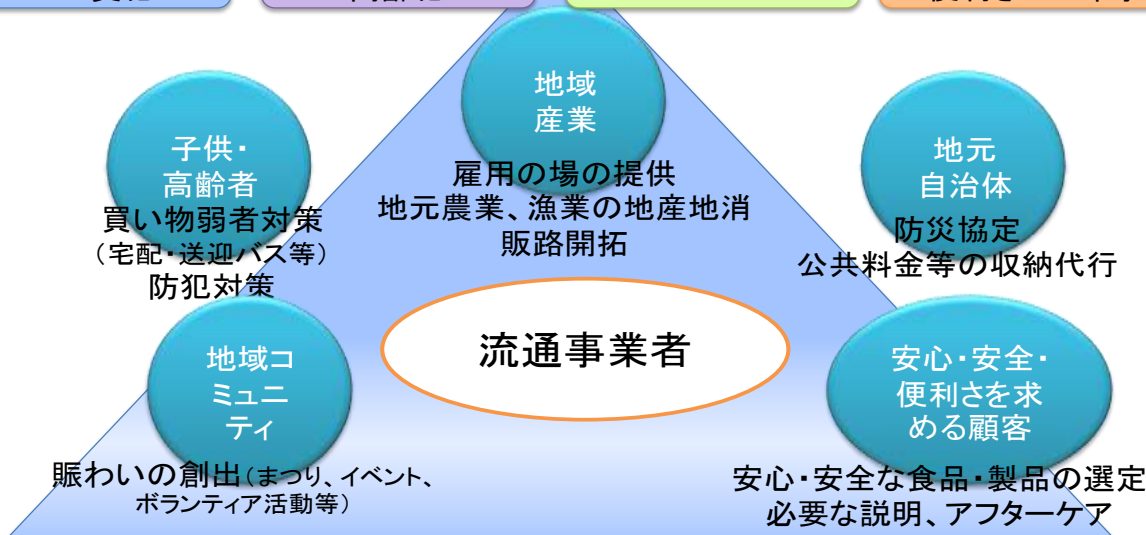
<変化する社会の要請>

ライフスタイル
の変化

地域住民の
高齢化

地場産業の活性化

安心安全な社会、
便利さへの希求



流通業が近年地域の中で果たしている機能の例

- ① 行政機関等の公的機関の機能の補完
- ② 地域の防災・防犯対策
- ③ 600万人とも言われる買い物弱者への商品・サービス提供機能の補完
- ④ 災害時における被災地への移動販売、仮設店舗の運営、募金活動等の取組。
- ⑤ 災害時の情報ステーション機能

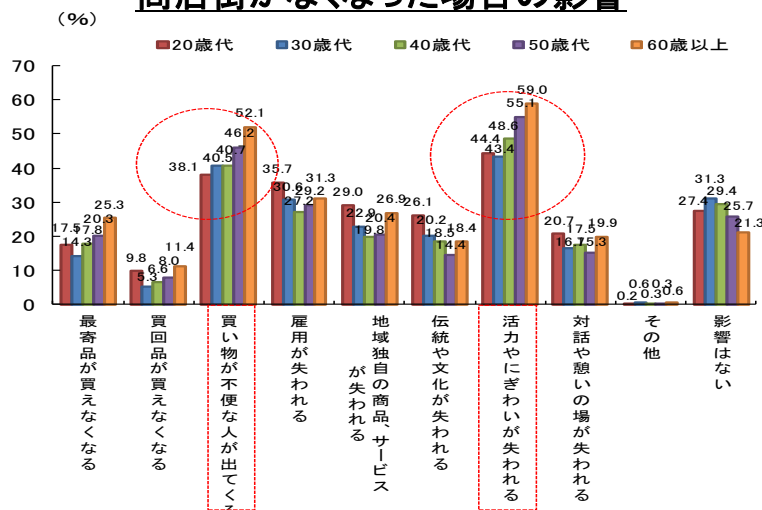
例：流通業の地域貢献の例：地域産品の掘り起こし

- 流通事業者が地域産業と協力している事例として、百貨店が地元商店街と連携することにより、商店街を含めた地域全体の活性化につながっている事例あり。
- また、流通事業者が、地場の産品を扱い、地場の農林水産業者等だけでは対応できない課題の解決に積極的に関与している事例あり。

(2-2) 強くしなやかで、豊かさと安心をもたらす流通業の在り方 ～地域社会における流通業②～

- 地域商業の集積である商店街は、生活用品の購入の場だけではなく、地域の賑わいの元としても期待されている。その機能の低下は、高齢者を始めとした地域住民に不安に思われている事例も生じている。
- 小売業も地域社会や自治体との関係を適切に認識し、地域の中で自らができる役割を担うことが期待される。

商店街がなくなった場合の影響



資料：中小企業庁委託「全国商店街調査」(2010年11月、㈱三菱総合研究所)(注) 複数回答であるため、合計は必ずしも100にならない。

銀行主催の商談会の積極活用

テストマーケティング機能の店舗での提供

お中元・お歳暮用ギフトカタログの活用

県の物産振興協会との連携

- 効率的な取引先・商材発掘が可能に
- 生産能力に限界があっても商品化が可能に
- 流通業のブランド力・施設を活用し、販売活動が可能に



【テストマーケティング機能提供の例】
(セクションコーナーの設置)
(出所) ㈱藤崎HPより引用

- 近年、総合スーパーやコンビニエンスチェーンでは、地方自治体との包括連携協定締結が行われている。
- こうした包括連携協定には、災害時支援や安全・安心なまちづくりへの協力などに加え、地域産品を自らの店舗で取り扱い、独自商品として売り出すことで継続的な関係を構築することを志向しているものもあり、評価できる。

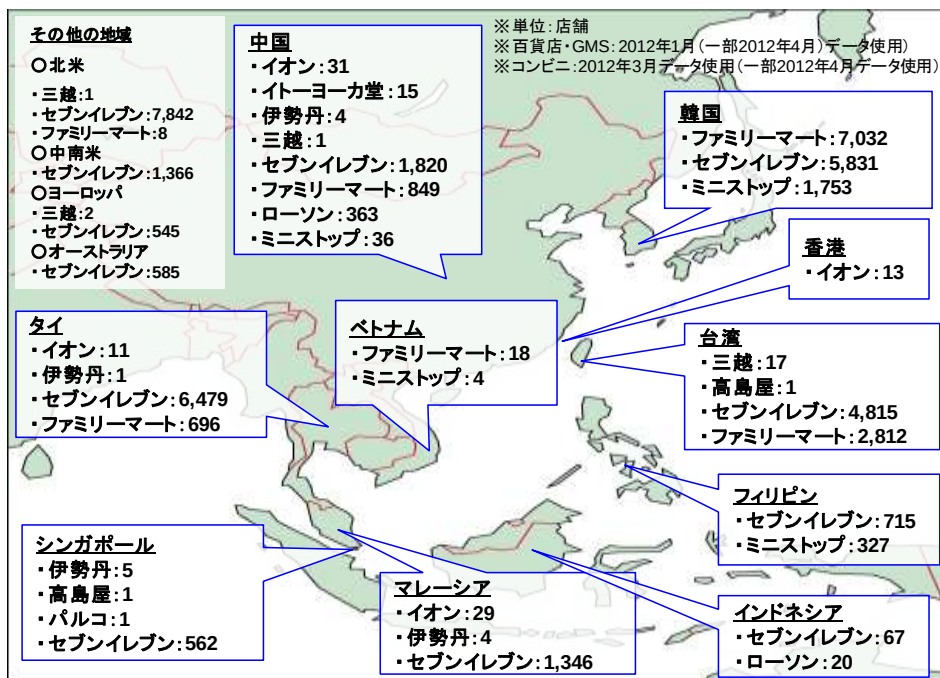
(3) 海外需要を取り込み、我が国の魅力売り込む流通の在り方①

- 国内需要の頭打ち等を背景に、新たな成長機会を求め、近年流通業の海外展開が加速。
- 現地の雇用創出とともに、我が国の優れたシステムの展開は、現地流通業の近代化への貢献も期待される。
- 海外の小売店舗は、日本文化・日本製品の販売チャネルとしても機能する等、国内経済への波及効果も期待される。

1. 国際展開の現状

- 我が国流通業は、これまで百貨店、コンビニ、総合スーパー(GMS)等がアジア諸国を中心に海外進出。
- 近年、大手コンビニ4社のアジア地区への進出は、2007年の約2万件から2012年約3万件に急激に拡大。

【日系GMS・百貨店・コンビニ等の主な進出状況】



(出所) 各社HP・公表資料および新聞報道より経済産業省作成

2. 流通業の国際展開の意義

- ① 旺盛な海外需要を取り込むことによる成長機会の獲得のみならず、
- ② 日本製品・文化等の国際発信
- ③ 現地への貢献(流通システムの近代化、雇用創出等)等、様々な副次的効果が期待される。

○ 海外展開した小売店が日本製品の発信基地となった事例(三越伊勢丹)

- 昨年実施した北海道物産展は上海で1週間1500万円の売上。
- 東南アジア3カ国でも定期的に北海道物産展を実施、シンガポールでは1週間に1億円の売上を作る。

○ 日本のクリエイター・優良産品を海外に紹介する事例(パルコ)

- 日本の有力クリエイターや優良産品を発掘・育成し、日本だけでなく海外へも展開していく取組を積極的に展開。
- また、海外現地において有力なクリエイターを発掘する試みも取り組んでいる。

新人デザイナー披露イベント



シンガポールデザイナー東京研修ツアー



(4) 海外需要を取り込み、我が国の魅力売り込む流通の在り方②

- アジアをはじめとする新興国市場の成長が今後も見込まれる中、我が国流通業はその成長を取り込むべく、国際展開を戦略的に行っていくことが必要。
- 相手国における制度上の障壁のみならず、人材や物流、商品調達等、事業展開を妨げる様々な課題を官民が連携して解消し、事業環境の整備を進めていく必要がある。

1. 国際展開における主な課題

①制度面の課題:

②人材面の課題:

③物流面の課題: コールドチェーンの未発達等

【制度的課題の例】

	中国	ベトナム	インドネシア
出店規制	○FC展開の際には、2店舗以上の直営店と1年以上の経営実績が必要	○2店目以降の出店ENT(Economic Needs Test)の認可が必要	○店舗の立地規制あり(出店可能な場所が限定)
外資規制	○2004年以降、卸・小売業の独資での参入が可能に	○2009年1月より100%外資による企業設立が可能に	○百貨店、ショッピングセンター、スーパーマーケットは面積基準を満たせば独資での参入が可能 ○ただしコンビニエンスストアは不可

2. 今後の具体的な対応

(1) 人材育成事業への取組

流通政策研修等、人材育成支援を介し現地のビジネス環境を整備。

(2) 政府間対話の実施

現在設置済の「日中流通対話」、「日越流通・物流政策対話」をモデルに、今後はインドネシア等、事業者からの要望の多い国を中心に、政府間対話を推進。

(3) 投資協定(EPA・FTA)やマルチ交渉の活用

EPA及び投資協定を積極的に推進する。

マルチ交渉の場を随時活用し、規制撤廃やビジネス環境整備を新興国との間で効率的に進める。

(4) 他産業との協働支援・関係機関との連携強化

大使館やJETRO等との連携を強化するほか、「クール・ジャパン戦略」等、他産業との連携も積極的に取り組んでいく。

製・配・販連携協議会の取組状況について

(1) 製・配・販連携協議会について

1. 2011年5月、製・配・販連携協議会の発起人15社を含む賛同企業計49社は、流通BMS（Business Message Standards）導入を進めるための宣言書を公開。
2. 2011年度は参加企業計43社にて協議会に「返品削減WG」「配送最適化WG」等を設置。

➤事務局

（財）流通システム開発センター、（財）流通経済研究所

➤参加企業（2013年2月時点）

<製：メーカー>

アサヒビール株式会社
キューピー株式会社
株式会社資生堂
プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社

味の素株式会社
キリンビール株式会社
日清食品株式会社
エリッパ・ジャパン・ホールディングス株式会社

花王株式会社
サントリー食品インターナショナル株式会社
日本コカ・コーラ株式会社
ライオン株式会社

<配：卸売業>

株式会社あらた
国分株式会社
三井食品株式会社

伊藤忠食品株式会社
株式会社日本アクセス
三菱食品株式会社

加藤産業株式会社
株式会社P a l t a c

<販：小売業>

株式会社アークス
イズミヤ株式会社
株式会社コメリ
スギホールディングス株式会社
DCMホールディングス株式会社
株式会社平和堂
ミニストップ株式会社
株式会社ライフコーポレーション

イオンリテール株式会社
株式会社イトーヨーカ堂
株式会社サークルKサンクス
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
株式会社ファミリーマート
株式会社マツモトキヨシホールディング
株式会社ヤオコー
株式会社ローソン

株式会社イズミ
株式会社ココカラファイン
株式会社C F Sコーポレーション
株式会社ダイエー
株式会社フジ
株式会社マルエツ
ユニー株式会社

我々、消費財流通事業者は、製・配・販の協働により、サプライチェーン全体の無駄を無くすとともに、新たな価値を創造する仕組みを構築することで、自らの競争力を高め、豊かな国民生活に貢献する。

①情報連携強化によるサプライチェーン全体の最適化を実現する。

店頭の販売情報等の共有による在庫水準・配送条件の最適化に取り組む。
コスト削減による利益はそれぞれの貢献度に応じて公平に分配する。
効率的な情報連携をするための流通システムの標準化を推進する。

②透明で合理的な取引を推進する。

コストオンの考え方による機能競争を推進する。
リベートや手数料は明確化し、透明化する。

③環境対応を推進する。

返品による廃棄を削減する。
物流最適化によるCO2排出量を削減する。
環境に配慮した物流資材の共通化・標準化を推進する。

④新しい消費者ニーズに応える。

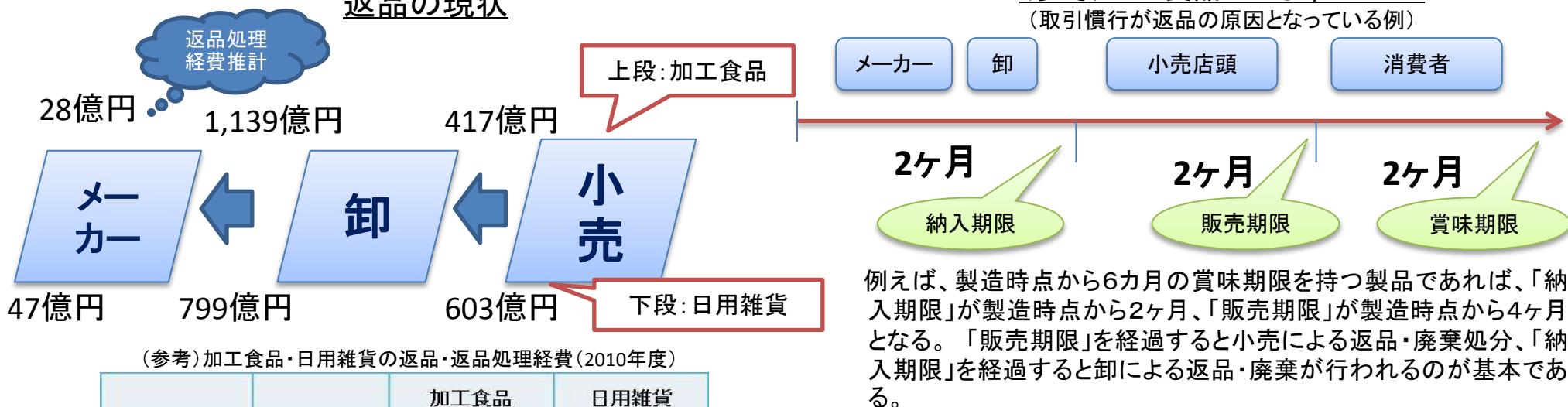
消費者の声を聞き、製配販連携を通じて製品・サービスの価値を高めていく。
消費者の安全安心のニーズ対応した表示や情報伝達を行う。

昨年度のWGでは返品削減に向けた取組として、以下3つの提言がなされた。

- ① 納品期限の見直し
- ② 商品入れ替えプロセスの見直し
- ③ 返品に係る契約・取引条件の明確化

返品の実況

(参考) 加工食品による1/3ルール
(取引慣行が返品の原因となっている例)



(参考) 加工食品・日用雑貨の返品・返品処理経費(2010年度)

		加工食品	日用雑貨
取引規模推計	小売業→卸売業	0.37%	1.94%
	卸売業→メーカー	1.12%	2.86%
返品処理経費率 (対メーカー返品額比)		2.42%	5.92%

販売状況、在庫が把握できないことから、製造・在庫過多になり、3分の1ルールに抵触して返品・廃棄される食品は多い。

メーカーでの未出荷廃棄も問題

(4) 配送最適化に向けた取組

1. 商品納品時のトラック待機時間に関する調査

2012年1月30日(月)～2月5日(日)の期間で、加工食品・日用雑貨の納品トラックについて、配送先センターでの待機時間調査を実施。延べ台数12,000台強のトラックを調査し、以下のような基礎データを得た。

2. 商品納品トラック待機時間の削減に向けた今後の検討課題

① 納品プロセス全体の効率化に向けた検討課題

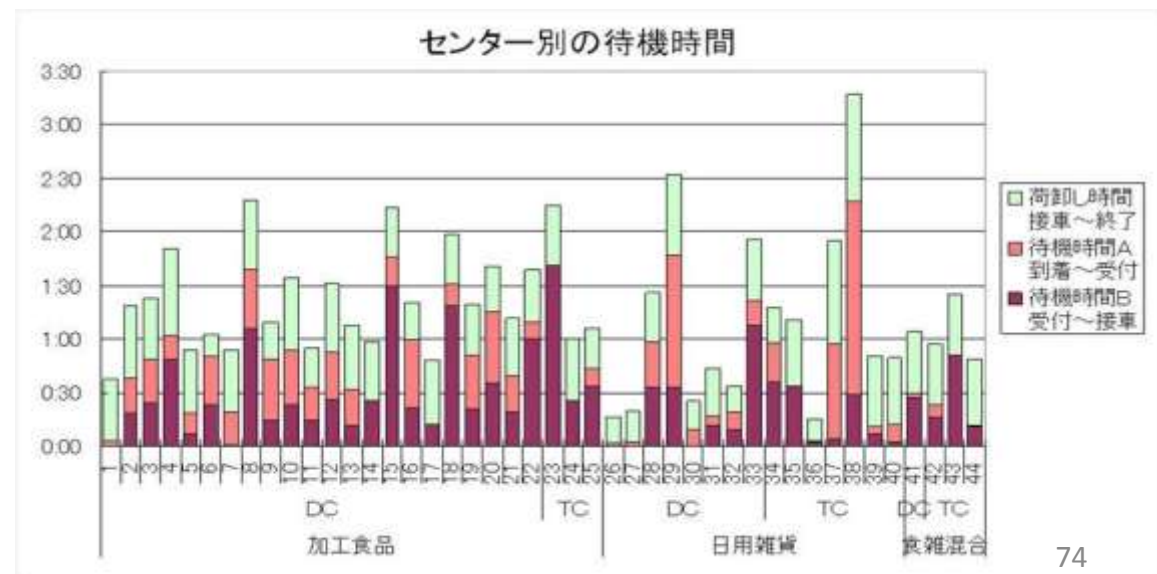
- ・配送ロット・頻度の集約方法
- ・リードタイムの緩和方策

② 荷卸し作業の効率化に向けた検討課題

- ・日付情報等のバーコード化
- ・ASN(Advance Ship Notice: 事前出荷明細通知)利用による検品レス納品の推進
- ・ユニットロードの標準の推進

■ センター別の待機時間

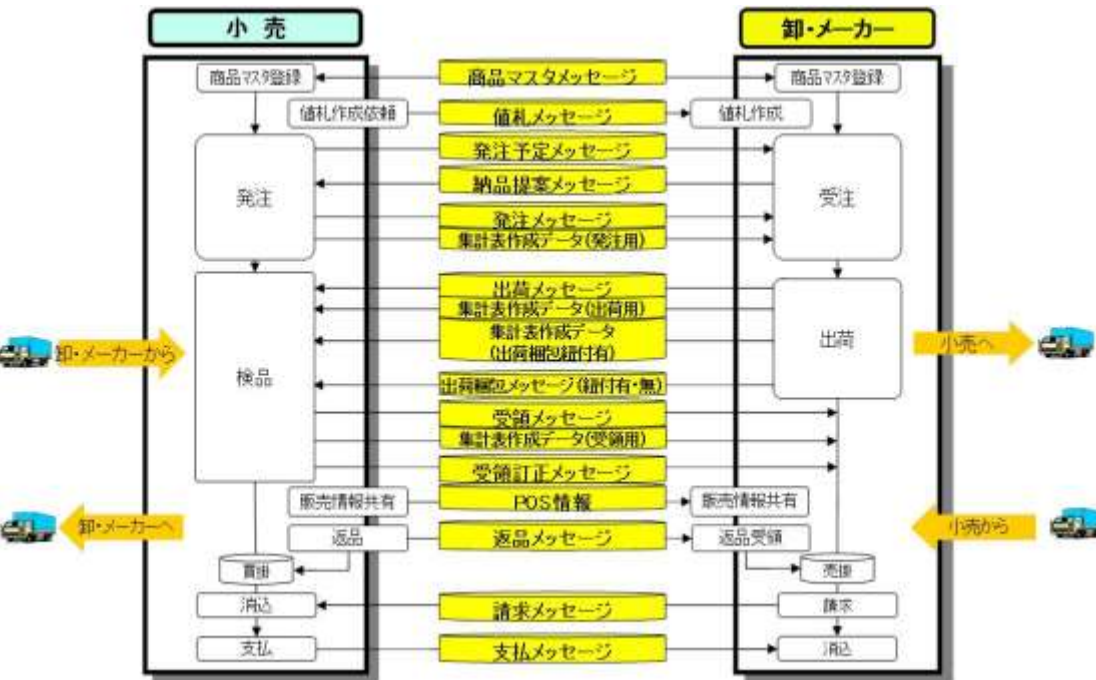
センターによっては待機時間が長いケースも散見され、個別に課題を把握し、改善を図ることが重要であるとの結論に至った(平均48分。センターによっては1時間30分以上もあり)。



(5) 流通BMS(Business Message Standards)の導入促進

1. 「返品」や、メーカーにおける商品の「未出荷廃棄」、「過剰な頻度の配送」の主要な要因の一つは、販売情報や在庫情報がサプライヤーに共有されていないこと。
2. 情報共有を行う上で、情報の標準化や共通の基盤を有することが重要であることが確認された。
3. 2012年12月時点で、製造業・卸売業・小売業計86社による「流通BMS導入・拡大計画」を発表。

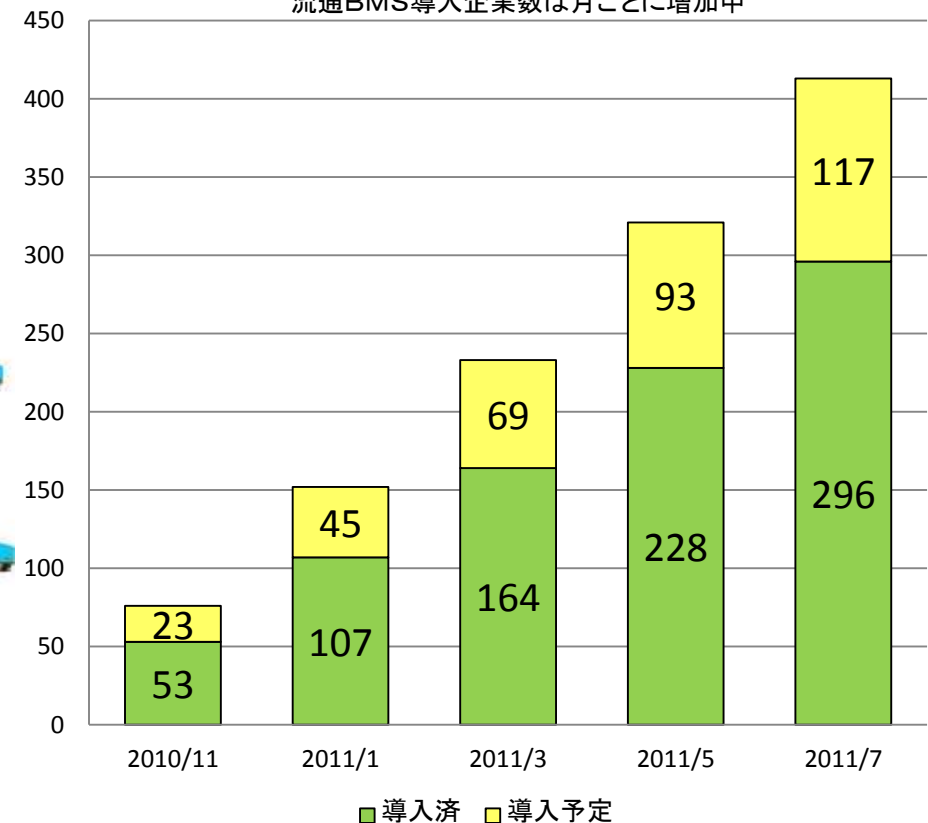
流通BMSの標準メッセージ種類



出典) 流通BMS協議会より

流通BMS導入企業数推移(小売業)

流通BMS導入企業数は月ごとに増加中



出典) 流通BMS協議会「導入企業名公開リスト」より